

第5次小鹿野町障害者計画及び
第7期小鹿野町障害福祉計画・
第3期小鹿野町障害児福祉計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月

小 鹿 野 町

はじめに

近年、少子高齢化による労働人口の減少、LGBTQなどの性の多様化、大規模災害や感染症等の影響により、我が国における社会経済状況はめまぐるしく日々変化しております。こうした中、障害福祉の分野においては、障害者総合支援法や児童福祉法の改正をはじめ、障害者虐待防止法や障害者差別解消法の整備により、共生社会の実現に向けた取組の拡充や権利擁護に関する取組の強化が推進されてまいりました。



本町においては、令和3年3月に策定した第4次小鹿野町障害者計画及び第6期小鹿野町障害福祉計画・第2期小鹿野町障害児福祉計画に基づき、身近な地域とともに支え合い、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障害福祉に対する理解啓発や権利擁護の促進、福祉サービスや相談体制の充実、就労の場の確保等の社会参加の促進などの取組を実施してまいりました。

この度、これらの計画の期間満了に伴い第5次小鹿野町障害者計画及び第7期小鹿野町障害福祉計画・第3期小鹿野町障害児福祉計画を策定いたしました。

本計画では、「身近な地域とともに支え合い安心して暮らせるまち」を基本理念に掲げ、地域で支え合う共生社会の実現に向け、施策をさらに発展させながら取り組んでまいります。計画の実現に向けては、取組の成果が出ている施策については本計画においても継続して推進するとともに、取組が遅れている施策については重点的に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、多くの貴重なご意見をいただきました小鹿野町障害者計画等策定協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査及びヒアリング調査にご協力いただきました多くの皆様、関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

小鹿野町長 森 真太郎

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の概要.....	1
2 計画策定の背景と施策の動向.....	2
(1) 関係法の制定・改正推移.....	2
(2) 県・本町の動向.....	5
3 計画の位置づけ.....	6
4 計画の期間.....	7
5 計画の対象者.....	7
6 計画の策定体制.....	7
第2章 本町の障害者（児）を取り巻く現状.....	9
1 障害者を取りまく状況.....	9
(1) 町の人口の推移.....	9
(2) 身体障害者手帳所持者.....	10
(3) 療育手帳所持者.....	12
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者.....	13
(5) 難病患者数の状況.....	14
(6) その他の障害者の状況.....	14
(7) 特別支援教育の状況.....	15
2 障害者施策の現状.....	16
(1) 障害者施策.....	16
(2) 関連施設等.....	18
3 アンケート調査結果から見る現状と課題.....	21
(1) 調査の目的.....	21
(2) 調査の概要.....	21
(3) 調査結果の概要.....	21
(4) 現状と課題のまとめ.....	30
(5) 計画（令和3年度～5年度）の進捗と評価.....	32
第3章 計画の基本的な考え方.....	33
1 計画の基本理念と基本方針.....	33
2 施策の体系.....	34
3 計画の推進体制.....	35
(1) 関係機関、近隣市町村、地域との連携.....	35
(2) 自立支援協議会の運営.....	35
(3) サービスの質の向上と供給体制の確保.....	35
(4) 計画の進行管理.....	36
第4章 施策の展開.....	37
施策1 やさしいところのまちづくり.....	37
(1) 情報提供に関する基盤整備の推進.....	37
(2) 福祉の環境づくり.....	39
(3) 支える人づくり.....	41
(4) 権利擁護の取組.....	42
施策2 いきいきと生活できるまちづくり.....	44
(1) 相談体制の整備.....	44
(2) 福祉サービスの充実.....	45
(3) 住宅環境の整備促進.....	46
施策3 すこやかに育むまちづくり.....	47
(1) 保健・療育・医療体制の整備.....	47
(2) 特別支援教育の充実.....	52
施策4 生きがいのあるまちづくり.....	55
(1) 就労の場の確保.....	55

(2) 社会参加の促進.....	57
施策5 安心・安全なまちづくり.....	59
(1) みんなにやさしいまちづくり.....	59
(2) 移動しやすい環境の整備.....	61
(3) 防災・防犯体制の整備.....	62
第5章 障害福祉サービスの量の見込みと確保方策.....	65
1 障害福祉サービス等の概要と体系.....	65
(1) 障害福祉サービス等の概要.....	65
(2) 障害福祉サービス等の体系.....	66
2 計画の具体的な目標（令和8年度末）.....	67
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	67
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	68
(3) 地域生活支援拠点が有する機能の充実.....	69
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	70
(5) 障害児支援の提供体制の整備等.....	72
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	73
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	74
3 障害者自立支援給付事業.....	75
(1) 訪問系サービス.....	75
(2) 日中活動系サービス.....	77
(3) 居住系サービス.....	81
(4) 相談支援.....	83
(5) 発達障害児への支援.....	85
4 障害児通所支援等.....	87
(1) 障害児通所事業.....	87
(2) 障害児相談支援.....	89
(3) 医療的ケア児等コーディネーター配置.....	90
5 地域生活支援事業.....	91
(1) 必須事業.....	91
(2) 任意事業.....	96
資料編.....	99
1 諮問及び答申.....	99
2 策定協議会.....	101
3 小鹿野町障害者計画等策定協議会委員名簿.....	103
4 策定委員会.....	104
5 小鹿野町障害者計画等策定委員会委員名簿.....	105
6 計画策定の経過.....	106

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の概要

障害者計画は、国の基本指針や障害者福祉制度、社会経済情勢の変化等を踏まえ、すべての町民が、障害の有無にかかわらず、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、町の障害者施策を総合的かつ計画的に推進していくためのものです。

これまで、本町においては、国・県等の動向及び障害者の実態やニーズに対応し、障害者福祉の向上と地域のノーマライゼーション(*)の実現を図るため、令和3年3月に「第4次小鹿野町障害者計画」を策定し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

また、同年3月には、障害福祉サービス等の具体的な実施計画として、障害者総合支援法に基づく「第6期小鹿野町障害福祉計画」と、障害児支援の提供体制の整備と円滑な実施の確保のため、児童福祉法に基づく「第2期小鹿野町障害児福祉計画」を合わせて策定し、障害者が自らの望む地域生活を実現するための支援や、障害児支援に対するニーズの多様化にきめ細やかに対応するための支援の充実に取り組んできました。

本計画は、これまで本町が推進してきた上記の3つの計画を見直すとともに、社会や地域の変化に柔軟に対応し、本町の障害者福祉施策のさらなる充実と深化を図ることを目的として、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、以下の3つの計画を一体的に策定するものです。

- 第5次小鹿野町障害者計画
- 第7期小鹿野町障害福祉計画
- 第3期小鹿野町障害児福祉計画

*ノーマライゼーション

厚生労働省の定義によると「障害のある人も障害のない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すこと」とあります。

2 計画策定の背景と施策の動向

(1) 関係法の制定・改正推移

発達障害者支援法

平成16年12月に「発達障害者支援法」が成立し、発達障害の早期発見・早期支援や発達障害者の生活全般の支援が位置づけられました。また、平成22年12月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、発達障害者がそれらの法律によるサービスの対象であることが明確化されました。

障害者基本法改正

平成23年8月に「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行となり、目的を明確化する観点から改正が行われました。また、地域社会における共生、差別の禁止が新たに規定されました。

障害者虐待防止法

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害し、障害者の自立及び社会参加にとって大きな問題であることから、その防止を目的に、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」が、平成24年10月に施行されました。

障害者総合支援法

「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が平成25年4月に施行（一部平成26年4月施行）されました。同法では、①法に基づく総合的かつ計画的な支援の実施のために基本理念を制定、②障害者の範囲に難病等を追加し、制度の狭間のない支援を提供、③障害程度区分を障害支援区分に改定、重度訪問介護の対象を拡大、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化、地域移行支援の対象を拡大、地域生活支援事業の追加等、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等の主な改正が行われました。

障害者優先調達推進法

障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進を目的に、「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」が、平成25年4月に施行されました。

障害者雇用促進法改正

平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、雇用分野における障害者差別の禁止及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることが盛り込まれました。また、令和4年に改正され、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれました。

成年被後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

平成25年6月に「成年被後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行され、同年7月以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人が選挙権及び被選挙権を有することとなりました。

障害者権利条約批准

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）が国連総会本会議で採択され、平成20年5月に発効されました。我が国では、「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」等の成立により、国内の法律が条約の求める水準に達したとして、平成26年1月に批准書を寄託しました。障害者権利条約は、障害者の人権保障に関する初めての国際条約であり、50か条からなり、法的な拘束力があります。

難病の患者に対する医療等に関する法律

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月から新たな指定難病等に係る医療給付制度が実施され、令和3年11月には対象疾患が338疾患に拡大されています。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進することで、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的に、平成25年6月に「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が制定され、平成28年4月から施行されました。

障害者文化芸術活動推進法

文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またはこれを創造することができるように、障害者による文化芸術活動を幅広く促進する「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が、平成30年6月に公布、施行されました。

視覚障害者等読書環境整備推進法

情報通信、その他の分野における先端的な技術等を活用して、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されることを目的とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が、令和元年6月に公布、施行されました。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために令和4年5月に公布、施行されました。

障害に依りて情報を得る手段を選択したり、時間差なく必要な情報を得たりできるように、国に法に基づく対応や財源確保を義務づけ、また、事業者や国民にも協力や理解を深める努力義務を規定しました。

障害者基本計画（第5次）

障害者基本法第1条に明記されているように「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指す計画です。このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定める計画です。

第5次計画は、令和5年3月に策定され、「アクセシビリティ(*)向上に資する新技術の利活用の推進」を計画の各分野に共通する横断的視点とし、国、地方公共団体、企業、国民等が皆で支え合うデジタル共生社会の実現を図るための取組を推進することが明記されました。

障害者総合支援法改正と市町村障害児福祉計画

「改正障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律）」が平成28年6月に公布、一部を除き平成30年4月より施行され、①障害者の望む地域生活の支援、②障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等の改正が行われました。②に関しては、各自治体における障害児福祉計画の策定が盛り込まれました。

*アクセシビリティ（accessibility）

「近づきやすさ」「接近できること」と訳される英単語で、転じてどんな人でも使えるよう意識する、使いやすいうように工夫するという意味で使用されます。障害者が他の人と同じように物理的環境、輸送機関、情報通信及びその他の施設・サービスを利用できることをいいます。

なお、情報社会の進展のなかで障害者が情報弱者になる状況を解消するため、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が公布・施行されました。基本理念として以下の4つが定められています。

1. 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
2. 日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
3. 障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
4. 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

(2) 県・本町の動向

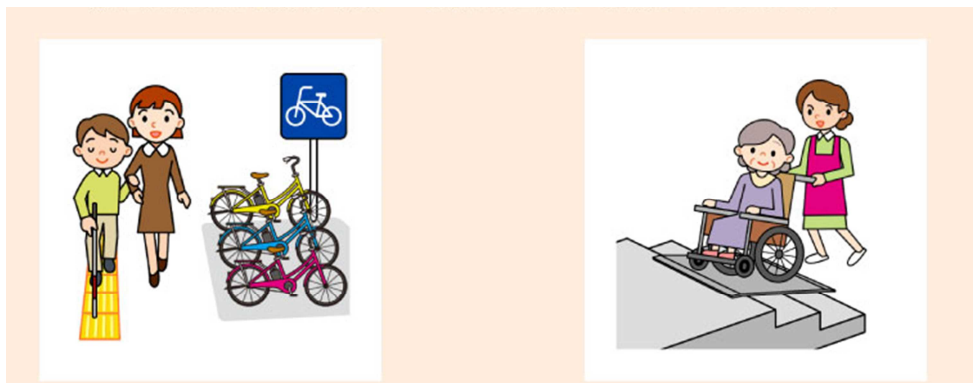
こうした国の動きを踏まえ、埼玉県では令和3年に県の障害者・障害児施策推進の基本的方向や、達成すべき障害者福祉サービス、障害児福祉サービスの目標などを明らかにし、障害者・障害児施策の総合的な推進のため「第6期埼玉県障害者支援計画」を策定しました。

基本理念としては、障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人と障害のない人が分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会＝「共生社会」の実現を目標とします。

本町においては、国・県等の動向及び障害者の実態やニーズに対応し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策を推進し、障害者福祉の向上と地域のノーマライゼーションの実現を図るため、令和3年3月に「第4次小鹿野町障害者計画」が策定され、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

また、障害者の生活支援に係る「小鹿野町障害福祉計画」については、改定を重ねて第6期計画を策定し、障害福祉サービスの充実に取り組んできました。さらに、障害児支援に対するきめ細やかな支援の充実を目的とする「第2期小鹿野町障害児福祉計画」を策定し、障害者が自ら望む地域生活を実現するための支援を充実させてきました。

【共生社会】



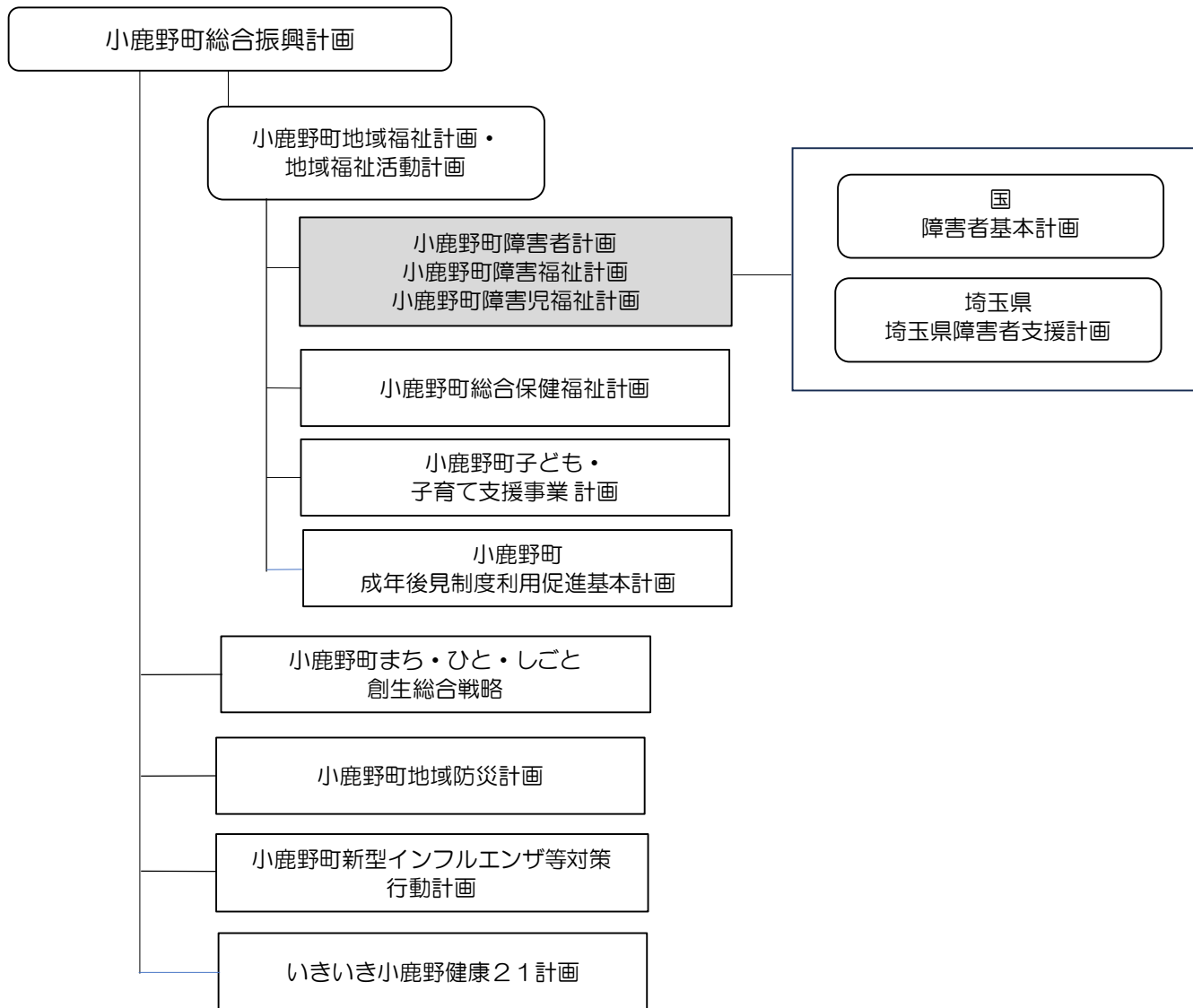
出典：内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者の自立や社会参加の支援等のために、町が取り組むべき今後の障害者施策の基本的な考えや方向性を示すとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保方策等について定めるものであり、以下の3つの計画を一体的に策定するものです。

- ・ 障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画（障害者基本計画）」
- ・ 障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」
- ・ 児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」

さらに、本計画は、町民や関係企業・各種団体等が、障害のある人も障害のない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現のため、自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものであり、本町の最上位計画である「小鹿野町総合振興計画」の部門別計画として、本町の上位計画・関連計画等との整合・連携を図るとともに、国及び県の関連計画との整合・連携を図ります。



4 計画の期間

本計画の対象期間は、令和6年度から8年度までの3年間とします。ただし、計画期間内において、国・県の方針変更、社会情勢の変化や新たなニーズへの対応等により計画変更が必要となった場合は、必要な見直しを行う等柔軟に対応することとします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小鹿野町	第4次障害者計画			第5次障害者計画		
	第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
	第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		
埼玉県	第6期埼玉県障害者支援計画			第7期埼玉県障害者支援計画		
	障害者基本計画（第5次）～令和9年度					
国	障害者基本計画（第5次）～令和9年度					

5 計画の対象者

本計画の主たる対象は、「障害者基本法」第2条、「障害者総合支援法」第4条に規定する「障害者」及び「障害児」（本計画においては「障害児」のみを示す場合を除き、基本的に「障害児」を含み「障害者」と表記）とします。

具体的には、身体障害、知的障害、精神障害に加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障害、発達障害等の障害者です。ただし、具体的な施策・事業の対象となる障害者の範囲は、個別の法令の規定等により異なります。

本計画の主たる対象者は上記のとおりですが、障害のある人も障害のない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すという障害者基本法等の理念においては、あらゆる町民の理解と協力が必要であることから、全町民を計画の対象とします。

6 計画の策定体制

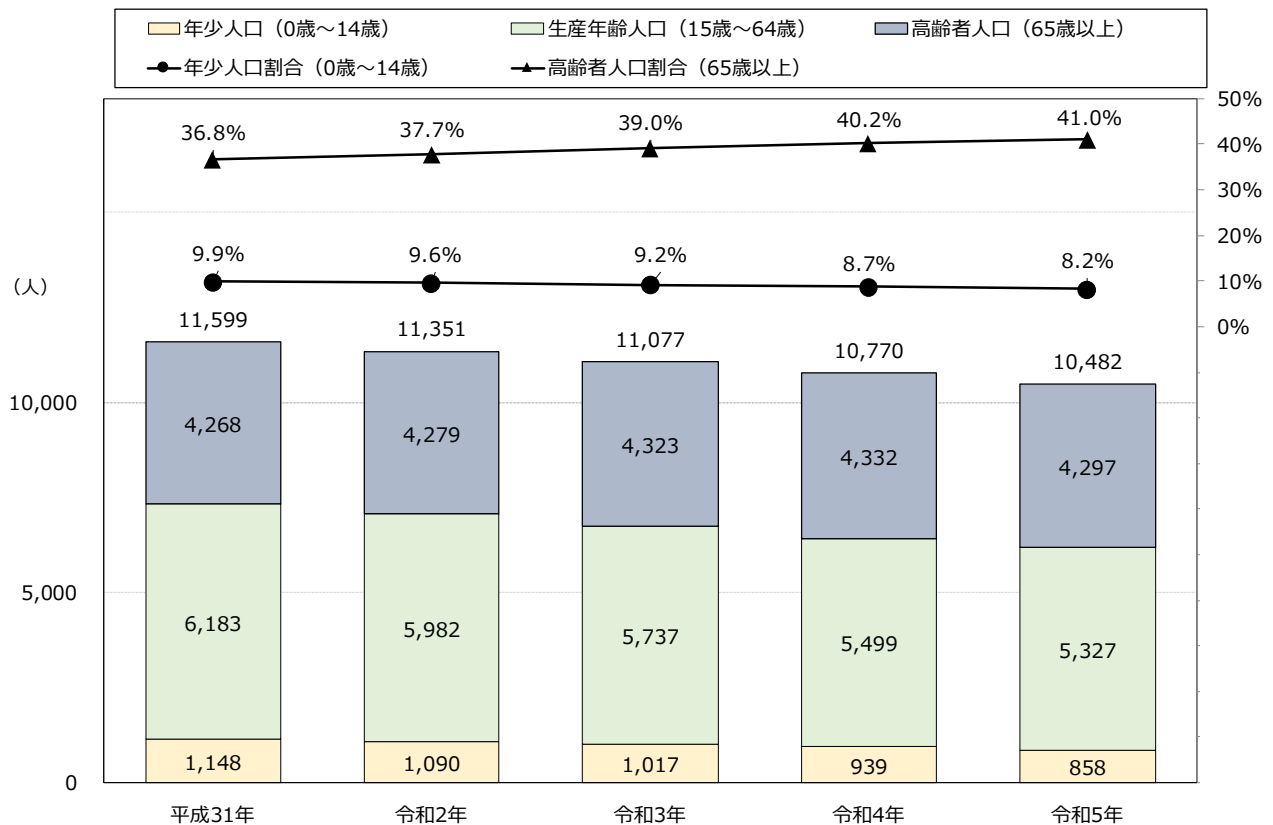
障害者団体、保健福祉関係者、民生委員・児童委員及び関係行政機関（教育・雇用関係機関、相談支援事業者、福祉サービス事業者）、学識経験者等で構成している計画策定協議会において、町民アンケート調査や障害者関係団体のヒアリング調査により現状把握とともに、これまでの取組の評価・検証を行い、パブリックコメントの実施を経て、最終的な計画内容を決定しました。

第2章 本町の障害者（児）を取り巻く現状

1 障害者を取りまく状況

(1) 町の人口の推移

町の人口は令和5年4月1日現在で10,482人であり、少子高齢化の進行で今後も減少が見込まれます。高齢化率は令和4年に40%を超え、国（29.0%）、県（27.4%）と比べても高い傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

「小鹿野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年策定）の人口予測では、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）になる令和7（2025）年に本町の人口は1万人を割込む見込みです。

第2章 本町の障害者（児）を取り巻く現状

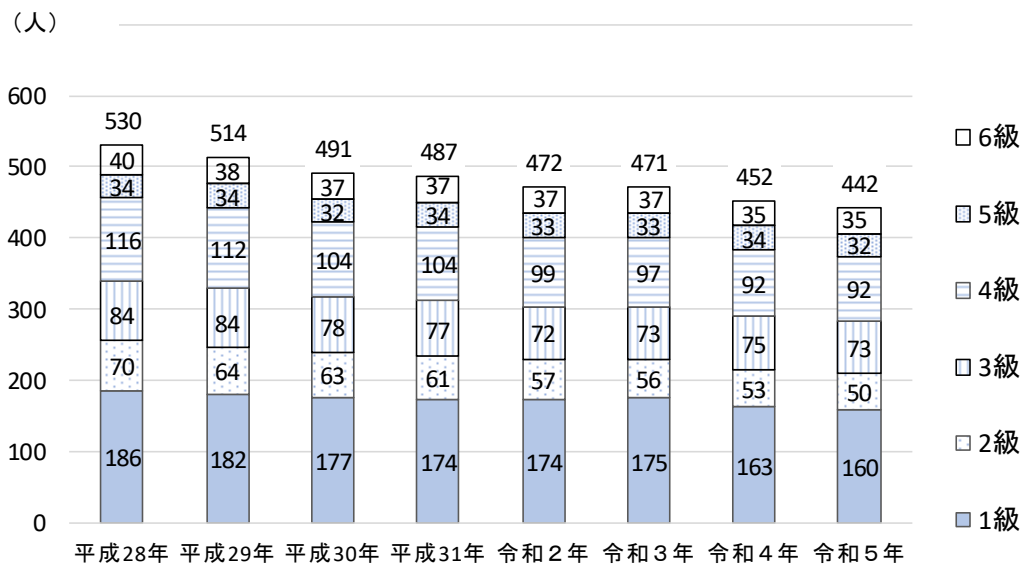
(2) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳とは、「身体障害者福祉法」に定める一定以上の障害がある人に交付されるものであり、障害に応じた福祉サービスを受けることができます。障害等級は、その程度に応じて1級から6級まであります（級が小さいほど重度の障害）。

■身体障害者手帳の所持者人数、等級別状況、障害別状況

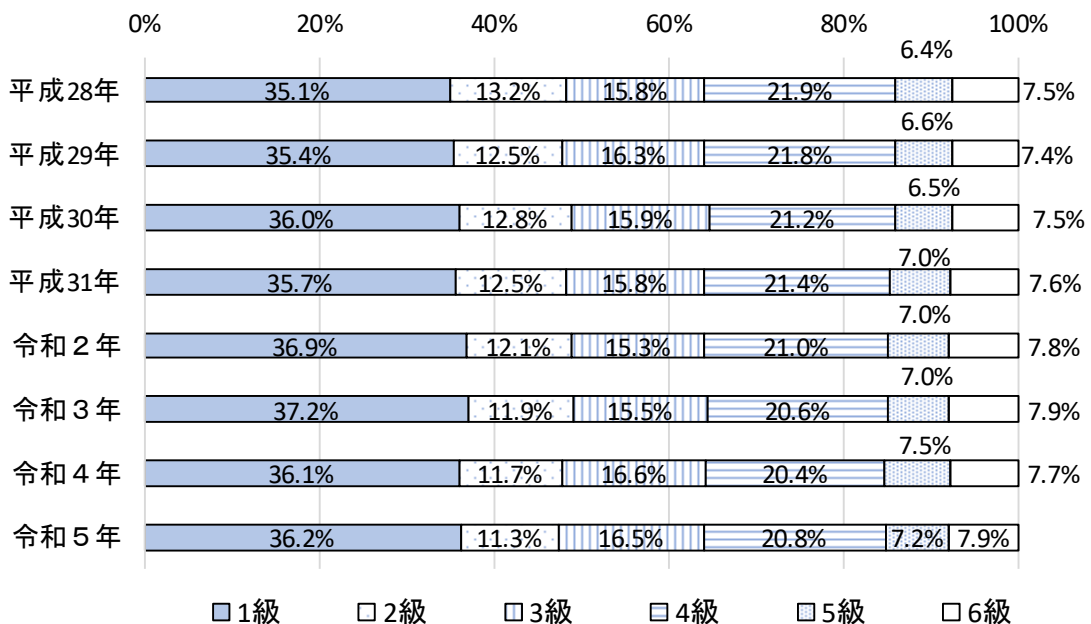
本町の身体障害者手帳の所持者数は、平成28年は530人、平成31年は487人、令和5年は442人と減少傾向にあります。等級別状況については、割合としては重度である1・2級が半数を占めていますが、手帳所持者数は減少傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数



資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年3月31日現在）

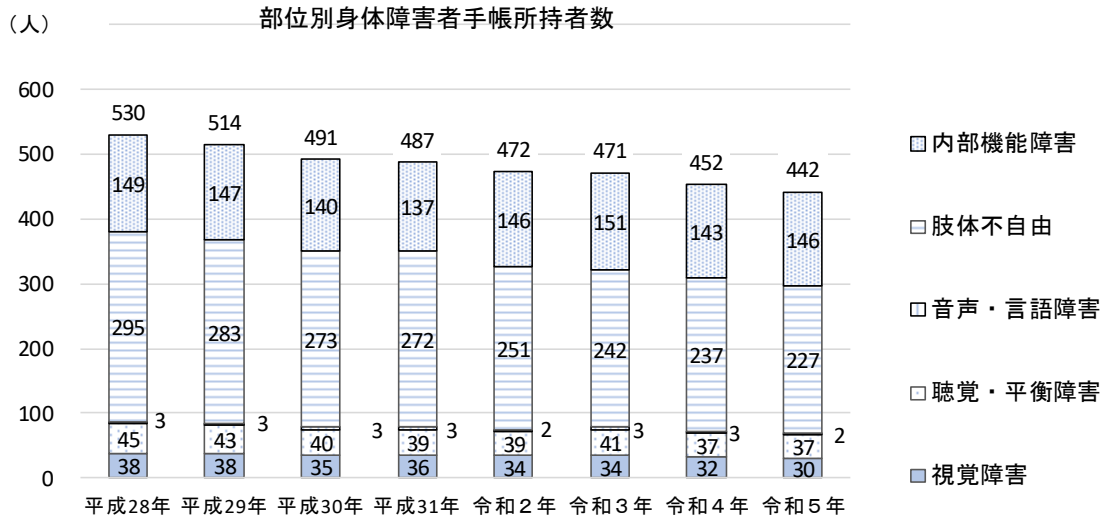
身体障害者手帳所持者の等級比率



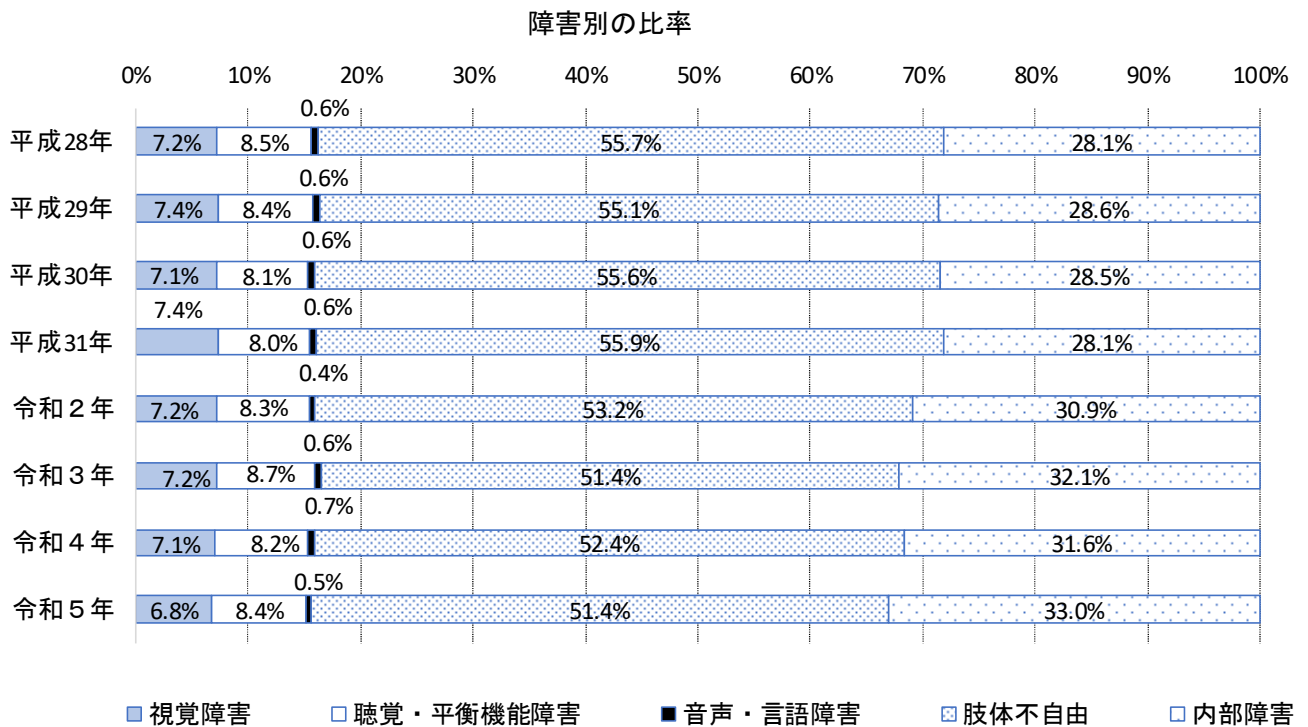
資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年3月31日現在）

■障害別の推移

障害別では、肢体不自由がほぼ半数を占め、内部障害(*)、聴覚・平衡機能障害、視覚障害、音声・言語障害の順になっています。



資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年3月31日現在）



資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年3月31日現在）

*内部障害

疾患等による内臓機能の障害により、日常生活活動が制限されること。「身体障害者福祉法」では、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能の永続する障害を、内部障害として定めています。

第2章 本町の障害者（児）を取り巻く現状

(3) 療育手帳所持者

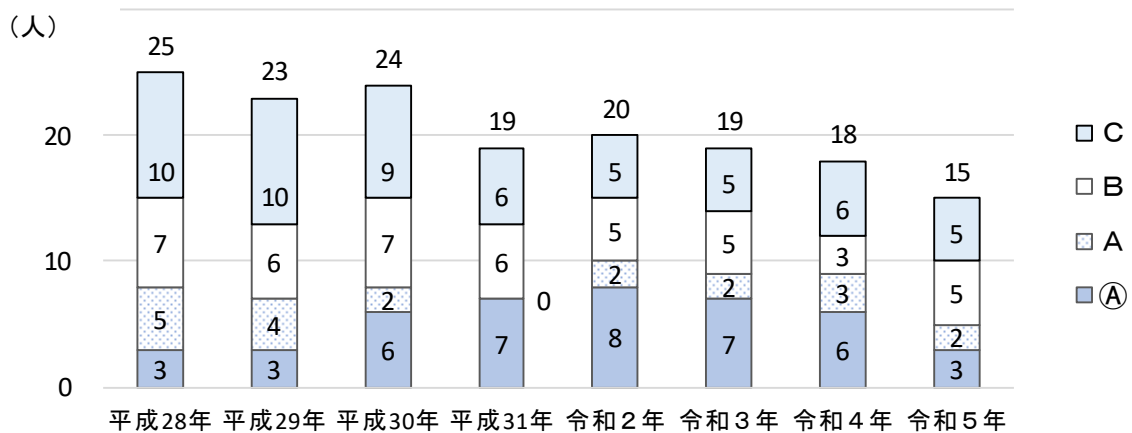
療育手帳とは、「知的障害者福祉法」等の法律に基づいた制度ではなく、1973年当時の厚生省通達に基づき知的障害者を対象に整備された制度であり、障害に応じた福祉サービスを受けることができます。障害等級は、その程度に応じて㉠（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）等があります。

■療育手帳の所持者人数、等級別状況

本町の療育手帳の所持者数は、平成28年は123人、平成31年は124人、令和5年は120人と横ばいでやや減少傾向にあります。等級別状況については、B（中度）、C（軽度）が半数近くを占めています。

18歳未満では平成28年は25人、平成31年は19人、令和5年は15人と減少傾向にあります。

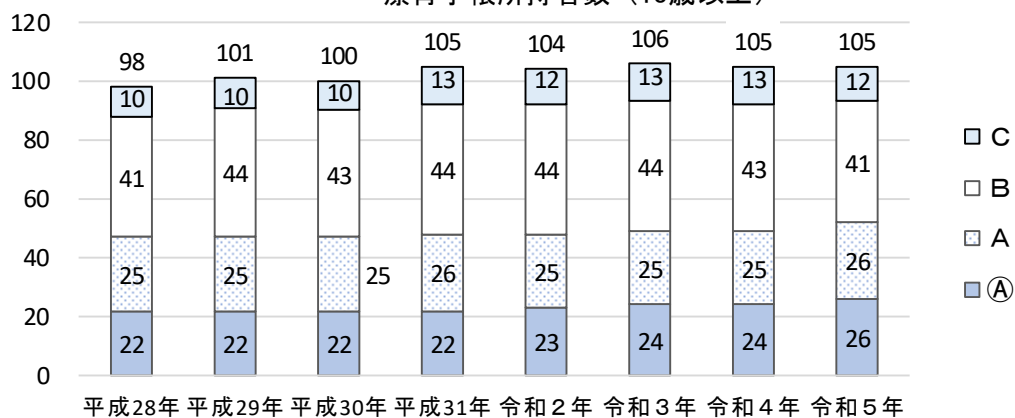
療育手帳所持者数（18歳未満）



資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年3月31日現在）

18歳以上では平成28年は98人、平成31年は105人、令和5年は105人と平成31年以降は横ばいの傾向にあります。

療育手帳所持者数（18歳以上）



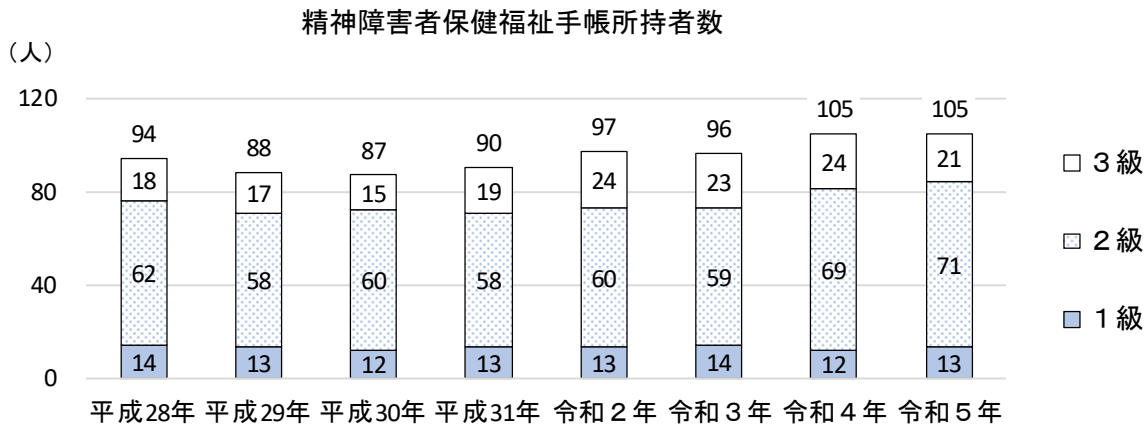
資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年3月31日現在）

（4）精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳とは、「精神保健福祉法」に定める一定以上の障害・疾患がある人に交付されるものであり、障害に応じた福祉サービスを受けることができます。障害等級は、その程度に応じて1級から3級まであります（級が小さいほど重度の障害）。

■精神障害者保健福祉手帳の所持者人数、等級別状況

本町の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成28年は94人、平成31年は90人、令和5年は105人とやや増加傾向にあります。等級別状況については、2級が全体の7割近くを占めています。



資料：埼玉県精神保健福祉センター（各年3月31日現在）

■自立支援医療（精神通院医療）の利用者

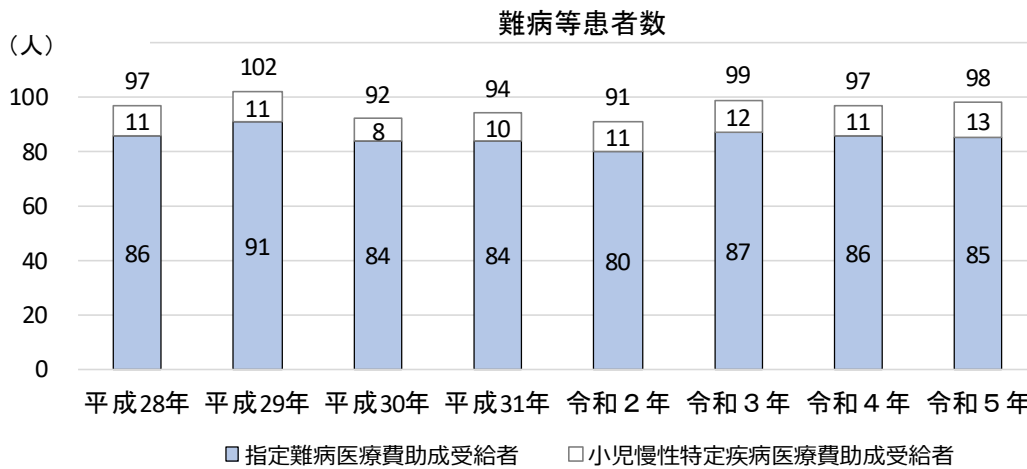
自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。精神通院医療の他に更生医療（18歳以上の身体障害者が対象）、育成医療（18歳未満の身体障害者が対象）があります。

(人)	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用者数	157	158	155	149	149	157	157	161

資料：埼玉県精神保健福祉センター（各年3月31日現在）

(5) 難病患者数の状況

指定難病医療費助成受給者(*1)、小児慢性特定疾病医療費助成受給者(*2)とも変動はあるもののほぼ横ばいで推移しています。



(*1) 指定難病は、治療法が確立されておらず、医療費も高額になるため、患者の医療費の負担軽減を目的として、一定の認定基準を満たしている場合に指定難病によってかかる医療費の一部を助成する制度です。

(*2) 18歳未満で小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

(6) その他の障害者の状況

■発達障害

自閉スペクトラム症(*3)、注意欠如・多動症(ADHD)、学習障害、チック症、吃音などの脳機能障害で、厚生労働省によると人口の1%に及んでいるとのことです。

■高次脳機能障害

一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害などにより脳に損傷を受けその後遺症などとして生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害、失語などの認知障害などを言います。

■強度行動障害

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こることです。

国や県と同様、本町でも上記の障害のある方の人数は正確には把握できておりませんが、障害をお持ちの方が一定程度存在することが想定されます。

(*3) 自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー(Asperger)症候群などの総称

(7) 特別支援教育の状況

■埼玉県立秩父特別支援学校（小鹿野町からの通学者数）

(人)	平成28 年	平成29 年	平成30 年	平成31 年	令和2 年	令和3 年	令和4 年	令和5 年
小学部 1年	3	0	1	0	2	0	0	0
2年	0	3	0	1	0	2	0	0
3年	1	0	3	0	1	1	2	0
4年	0	1	0	4	0	1	1	2
5年	0	0	2	0	4	0	1	1
6年	2	0	0	2	0	4	0	1
計	6	4	6	7	7	8	4	4
中学部 1年	0	4	0	0	1	0	4	0
2年	2	0	4	0	0	2	0	4
3年	2	2	0	4	0	1	1	0
計	4	6	4	4	1	3	5	4
高等部 1年	4	3	3	0	5	4	3	1
2年	1	3	3	3	0	5	4	3
3年	4	1	3	3	3	0	5	4
計	9	7	9	6	8	9	12	8

資料：埼玉県立秩父特別支援学校（各年4月1日現在）

2 障害者施策の現状

(1) 障害者施策

内 容		概 要	各年度末の実績		
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
障害者手帳	身体障害者手帳交付	体の不自由な方の自立と社会参加を促進するための援護等を行い、福祉の向上を図ることを目的とした手帳の交付（実績は手帳所持者数）	471	452	442
	療育手帳交付	手帳により一貫した相談、指導、援護が受けられ、自立や社会参加を推進することを目的とした手帳の交付（実績は手帳所持者数）	125	123	120
	精神障害者保健福祉手帳交付	精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とした手帳の交付（実績は手帳所持者数）	96	105	105
医療	自立支援医療（更生医療）	18歳以上の身体障害者で、その障害を除去・軽減する効果が見込まれる手術等の治療に対し、医療費負担を軽減（実績は実人員）	4	3	5
	自立支援医療（育成医療）	18歳未満の児童で、身体に障害又は疾患があり放置すると将来一定の障害を残すと認められ、効果が見込まれる手術等の治療に対し、医療費負担を軽減（実績は実人員）	3	2	0
	自立支援医療（精神通院医療）	精神疾患があり、通院により医療を継続する方の医療費負担を軽減（実績は実人員）	157	157	161
	重度心身障害者医療費給付	重度の障害者が医療を受けた場合に医療費の一部負担金を助成（実績は実人員）	358	347	318
補装具・日常生活用具	補装具費の支給	身体の機能を補うための補装具を交付又は修理する費用を支給（実績は交付件数）	26	19	27
	日常生活用具給付	在宅の障害者（児）の日常生活を援助するための日常生活用具の給付（実績は交付件数）	29	26	30
	重度身体障害者居宅改善整備費補助	重度身体障害者（1・2級）のうち下肢又は体幹機能障害のある人が生活しやすくなるための居宅改造費用の一部を補助（実績は件数）	0	0	0
	補装具・日常生活用具自己負担金助成	補装具・日常生活用具の購入等にかかる自己負担金の一部を、世帯の収入に応じ助成（実績は実人員）	23	20	32
行動範囲の拡大	自動車運転免許取得費補助	障害者の自立更生を促進するため、運転免許取得費の一部を補助（実績は件数）	1	0	0
	身体障害者用自動車改造費補助	身体障害者が就労等に伴い、自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を補助（実績は件数）	0	2	0
	福祉タクシー利用料金補助	在宅の心身障害者に対し福祉タクシー利用券を交付し、料金の一部を補助（実績は実人員）	30	31	22
	自動車等燃料費給付	社会参加の促進を図るため、自動車等の燃料費の一部を給付（実績は実人員）	141	130	129
	ハッピー・パートナー（福祉有償運送）	一人で外出の困難な障害者等に対し、小鹿野町社会福祉協議会が福祉車両を使い送迎サービスを実施（実績は登録者数）	409	410	353

第2章 本町の障害者（児）を取り巻く現状

内 容		概 要	各年度末の実績		
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
経済的 支援	在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用補助	在宅酸素療法により、酸素濃縮装置を常時使用する人に対し電気料金の一部を補助（実績は実人員）	15	13	11
	難病患者等の通院に要する交通費補助	難病治療及び人工透析等の通院に要する交通費の補助（実績は実人員）	53	53	49
手当・ 年金等	特別児童扶養手当	20歳未満の心身障害児（法令により定められた程度の障害の状態）を養育する父母又は養育者に対して手当を支給（実績は受給者数）	21	18	18
	障害児福祉手当	重度の心身障害により日常生活において常時特別の介護を要する20歳未満の在宅障害児への手当支給（実績は受給者数）	6	5	4
	特別障害者手当	重度の心身障害により日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障害者への手当支給（実績は受給者数）	12	12	11
	在宅重度心身障害者手当	在宅で生活する重度心身障害者への手当支給（実績は受給者数）	181	179	169
	経過的福祉手当	制度改正前（S61.4.1）の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金も支給されていない人に支給（実績は受給者数）	0	0	0
	児童扶養手当	離婚、死別等で父と生計を同じくしていない児童の世帯に支給（実績は受給者数）	84	71	71
	障害基礎年金	国民年金障害等級表の1、2級に該当する20歳以上の障害者で一定の支給要件を満たす場合に支給（実績は受給者数）	208	204	202
	心身に障害のある人を扶養している保護者が加入し、一定の掛け金を納めることにより保護者に万一のことがあった場合、障害のある人に対し年金を支給（実績は受給者数）	3	3	2	
在宅 福祉	訪問入浴サービス	家庭で入浴することが困難な在宅の障害者に対し訪問入浴サービスを提供（実績は受給者数）	1	1	0
	障害児（者）生活サポート事業	障害者の一時的な預かりや送迎等のサービスを行い、介護者の負担を軽減（実績は実人員）	34	38	39
	障害者生活支援事業	日常生活に支障をきたす恐れのある人に対して、ホームヘルパー等の支援を行う（実績は受給者数）	0	0	0
生活 相談	心身障害者福祉相談	心身障害者の福祉に関する相談所を開設	年3回 開設	年3回 開設	年3回 開設
社会 参加	地域活動支援センター	在宅の障害者等を対象に、創作的活動又は生産活動の機会の提供し、社会との交流促進を図る（実績は実人員）	18	18	18
	声の広報配付（社会福祉協議会）	朗読ボランティアの協力により町広報や社協だよりをテープに収録し、視覚障害者に毎月配付	年12 回	年12 回	年12 回

第2章 本町の障害者（児）を取り巻く現状

(2) 関連施設等

事業所名（施設名）	サービス種別	所在地
さやか	生活介護・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援B型・施設入所支援・短期入所	秩父市山田 1199-2
カーサ・ミナノ	生活介護・施設入所支援・短期入所	皆野町大字国神421
ユーアイハウスおがの	生活介護・施設入所支援・短期入所	小鹿野町三山2213-1
ふあいん・ユー	生活介護	秩父市寺尾 720
障害者活動センター キックオフ巴川	生活介護・就労継続支援B型	秩父市上影森 762-1
自立支援施設 武甲の森	自立訓練(生活訓練)・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型	秩父市寺尾 1476-1
織の花	就労継続支援A型	秩父市番場町 3-4 小泉ビル 5F
障がい者自立支援農場きづな作業所	就労継続支援B型	小鹿野町長留3545
アンゴラ王国	就労継続支援B型	小鹿野町河原沢767-1
就労支援施設ぶんぶん	就労継続支援B型	小鹿野町下小鹿野 2464-1
長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター	就労継続支援B型	長瀬町大字長瀬59
作業所ケルン	就労継続支援B型	秩父市中村町3-12-23秩父市ふれあいセンター内
自立工房 山叶本舗	就労継続支援B型	秩父市久那1629
パレット秩父	就労継続支援B型	秩父市中村町3-12-23秩父市ふれあいセンター内
笑楽工房	就労継続支援B型	秩父市浦山2083-5
障がい者自立支援 さくらファーム	就労継続支援B型	秩父市蒔田1472
はなふえ	就労継続支援B型	秩父市伊古田 751-5
自立支援工房はびねす秩父	就労継続支援B型	秩父市荒川上田野 646-11
おがのふれあい作業所	地域活動支援センター	小鹿野町小鹿野 274
介護老人保健施設なでしこ	短期入所	横瀬町大字横瀬5850
秩父市特別養護老人ホーム偕楽苑	短期入所	秩父市蒔田1977
グループホームさやか	共同生活援助・短期入所	秩父市大野原 80-71
地域移行型ホームさやか	共同生活援助・短期入所	秩父市山田 1199-2
星降る下で	共同生活援助	小鹿野町両神小森80-1
青の畔	共同生活援助	秩父市大滝 1248-3
日の出	共同生活援助	秩父市下影森910-4
日の出（横瀬）	共同生活援助	横瀬町大字横瀬 5811-1
グループホームみやび	共同生活援助	秩父市小柱678
グループホームステップ	共同生活援助	秩父市久那1629
さやかこども支援センター	地域療育センター・児童発達支援・放課後等デイサービス	秩父市栃谷 900-1

第2章 本町の障害者（児）を取り巻く現状

事業所名（施設名）	サービス種別	所在地
障害者活動センター キックオフ	放課後等デイサービス	秩父市大宮 5739-10
ステップ	放課後等デイサービス	秩父市滝の上町 4-18 富士ビル 101
ステップ プラス	放課後等デイサービス	秩父市滝の上町 4-18 富士ビル 202
にじいろテラス（ゆくる）	放課後等デイサービス	秩父市寺尾 720
共生型放課後等デイサービス ここかのさと	放課後等デイサービス（共生型事業所）	小鹿野町小鹿野 471
デイサービスくつろぎ	放課後等デイサービス（共生型事業所）	長瀬町大字野上下郷 428
くれよん	児童発達支援・放課後等デイサービス	皆野町大字皆野1394-1
にじいろテラス （星の子教室）	児童発達支援	秩父市寺尾 720
特別養護老人ホーム花菖蒲・両神	生活介護（基準該当事業所）	小鹿野町両神薄1060-1
蒔田デイサービスセンター	生活介護（基準該当事業所）	秩父市蒔田1977
デイサービスやまなみ	生活介護（基準該当事業所）	秩父市中村町2-4-9

◆相談支援事業所等

施設の種類の種類	施設名	所在地	運営主体
基幹相談支援センター	秩父地域障がい者基幹相談支援センター ビバーチェ	秩父市中村 3-12-23 秩父市ふれあいセンター内	（福）清心会
相談支援事業所	秩父障がい者総合支援センター フレンドリー （カナの会）	皆野町大字国神421 カーサ・ミナノ内	（福）カナの会
	秩父障がい者総合支援センター フレンドリー （清心会）	秩父市熊木町12-21 さやかサポートセンター内	（福）清心会
	生活支援センター アクセス	秩父市寺尾1404	（医）全和会
	障害者相談支援センター にじいろ	秩父市寺尾 720	（福）秩父市社会福祉事業団
	さやか相談支援室 Zutto	秩父市栃谷 900-1	（福）清心会
	指定特定相談支援事業所 ユーアイハウスおがの	小鹿野町三山 2213-1	（福）美里会
地域活動支援センター	生活支援センター アクセス	秩父市寺尾1404	（医）全和会
障害者就労支援センター	秩父障がい者就労支援センター キャップ	秩父市熊木町12-21 さやかサポートセンター内	（福）清心会

第2章 本町の障害者（児）を取り巻く現状

◆相談支援事業所【障害児】

施設名	所在地	運営主体
秩父障がい者総合支援センター フレンドリー（カナの会）	皆野町大字国神421 カーサ・ミナノ内	（福）カナの会
秩父障がい者総合支援センター フレンドリー（清心会）	秩父市熊木町12-21 さやかサポートセンター内	（福）清心会
指定特定相談支援事業所 ユーアイハウスおがの	小鹿野町三山2213-1	（福）美里会
障害者相談支援センター にじいろ	秩父市寺尾720	（福）秩父市社会福祉事業団
さやか相談支援室 Zutto	秩父市栃谷 900-1	（福）清心会

3 アンケート調査結果から見る現状と課題

(1) 調査の目的

本町では、これまで「身近な地域で ともに支え合い 安心して暮らせるまち」を基本理念とした「小鹿野町障害者計画」を策定し、さらに障害者・障害児に対するサービス提供等の具体的な実施計画として「小鹿野町障害福祉計画」と「小鹿野町障害児福祉計画」を策定し、これらの計画に基づいて障害福祉施策の推進を図ってきました。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき3年ごとに見直すこととなっており、「第5次小鹿野町障害者計画」、「第7期小鹿野町障害福祉計画」及び「第3期小鹿野町障害児福祉計画」の策定に向け、策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査の概要

①調査の実施期間

令和5年7月7日（金）～ 令和5年7月31日（月）

②実施方法

郵送による発送、回収

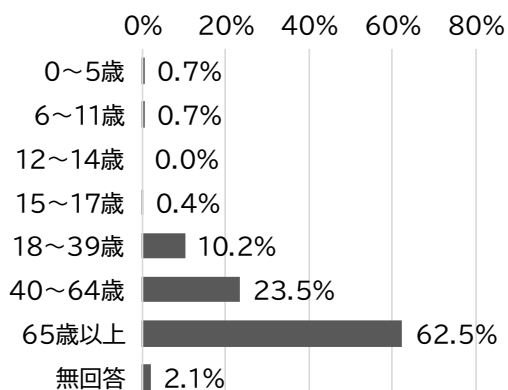
③調査対象者及び回収率等

アンケート区分	対象者	発送数	回収数	回収率
障害者	町内在住の障害者手帳所持者等	671	285	42.5%
事業所・団体	秩父郡市内の障害福祉サービス事業所等	13	11	84.6%

(3) 調査結果の概要

■障害者手帳の内訳（障害者向けアンケート調査）

手帳区分	所持者数（人）	比率
身体障害者手帳	194	68.1%
療育手帳	33	11.6%
精神障害者保健福祉手帳	40	14.0%
もっていない（難病の方等）	15	5.3%
無回答		4.6%



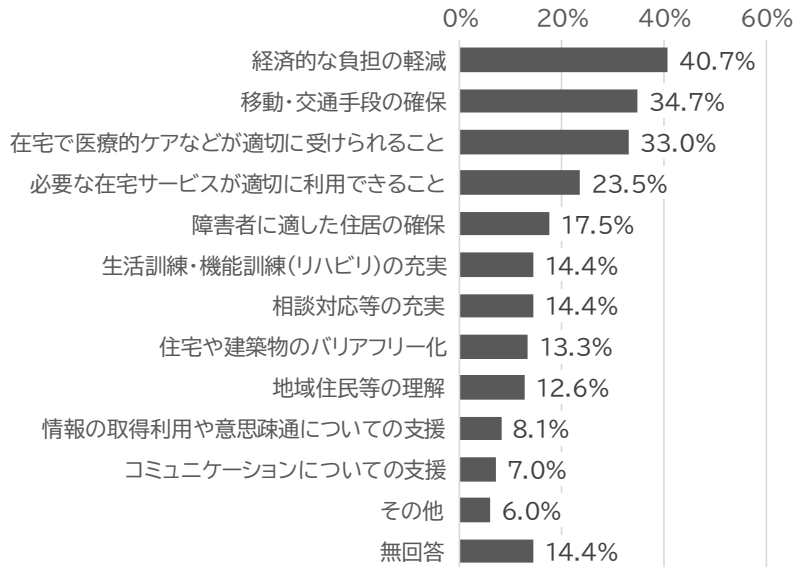
■年齢別の内訳 65歳以上が62.5%と最も多く、次いで40～64歳が23.5%、18～39歳が10.2%となっています。

障害者向けアンケート調査結果（抜粋）

①地域での生活や暮らしについて

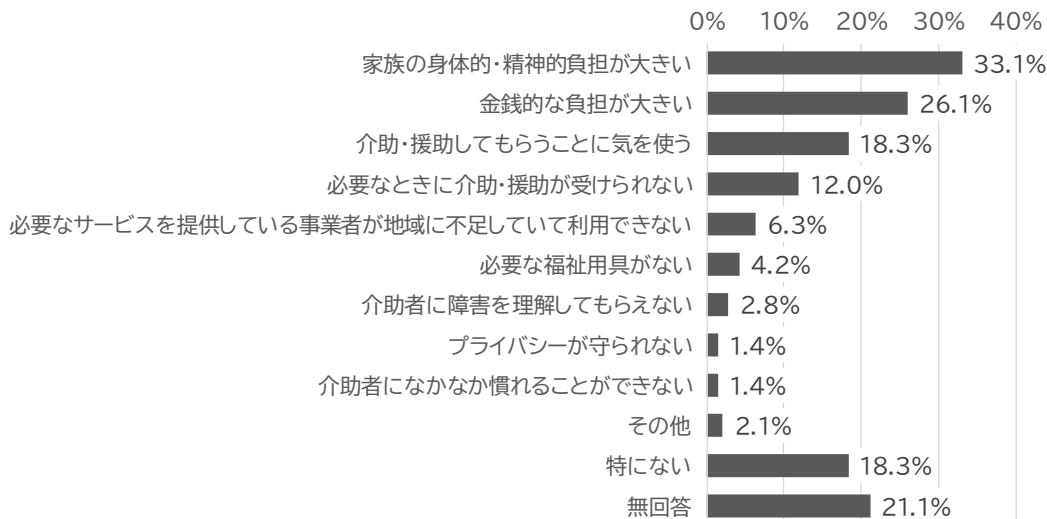
◆地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。（複数回答）

「経済的な負担の軽減」が最も多く 40.7%、次いで「移動・交通手段の確保」が 34.7%、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」が 33.0%となっています。



◆介助・援助を受けるうえで困ったことはありましたか。（複数回答）

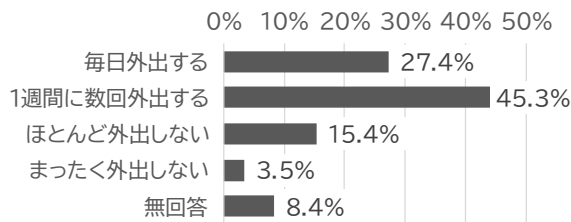
「家族の身体的・精神的負担が大きい」が最も多く 33.1%、次いで「金銭的な負担が大きい」が 26.1%、「介助・援助してもらうことに気をを使う」が 18.3%となっています。



②日中の活動や就労について

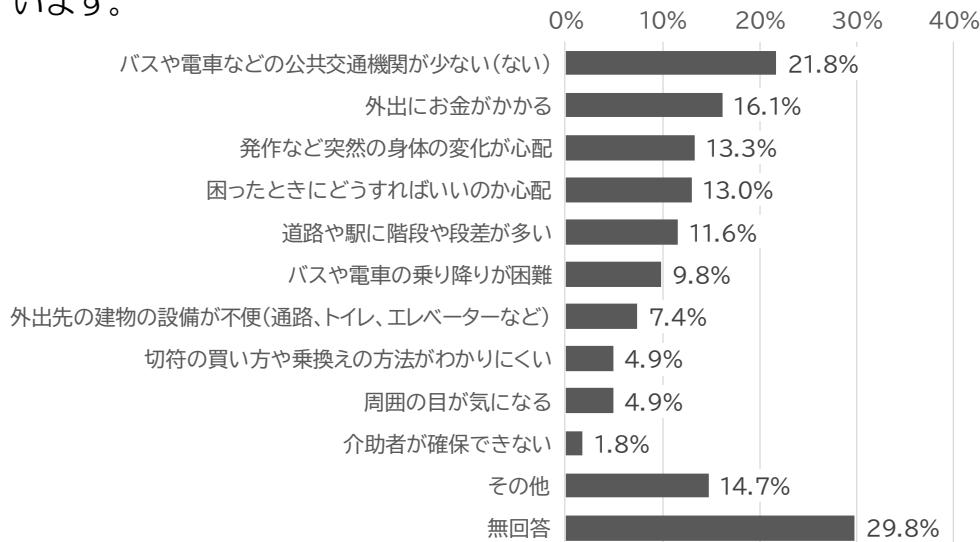
◆あなたは、1週間にどの程度外出しますか。（1つに○）

「1週間に数回外出する」が最も多く45.3%、次いで「毎日外出する」が27.4%、逆に「ほとんど外出しない」「まったく外出しない」は18.9%となっています。



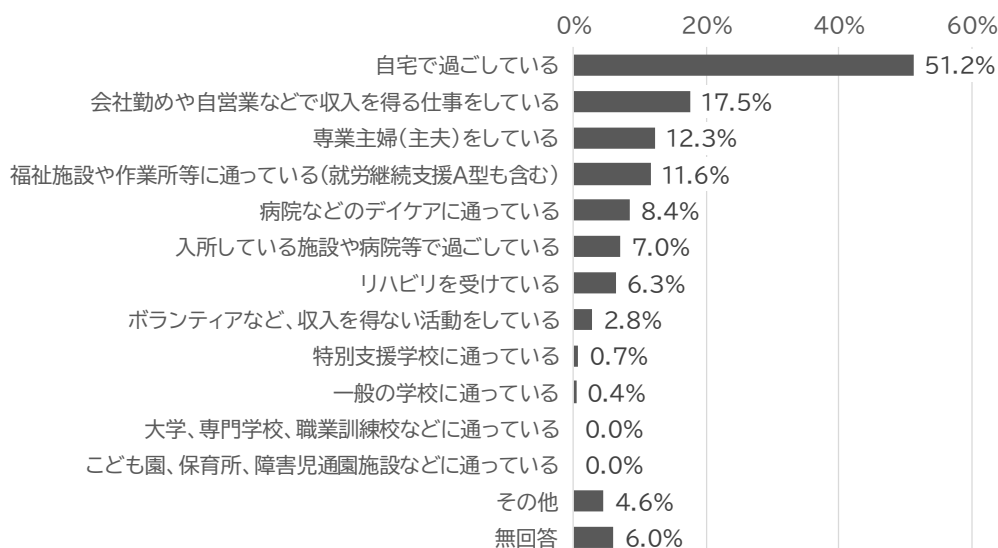
◆外出するときに困ることは何ですか。（複数回答）

「バスや電車などの公共交通機関が少ない（ない）」が最も多く21.8%、次いで「外出にお金がかかる」が16.1%、「発作など突然の身体の変化が心配」が13.3%となっています。



◆あなたは、平日の日中をどのように過ごしていますか。（複数回答）

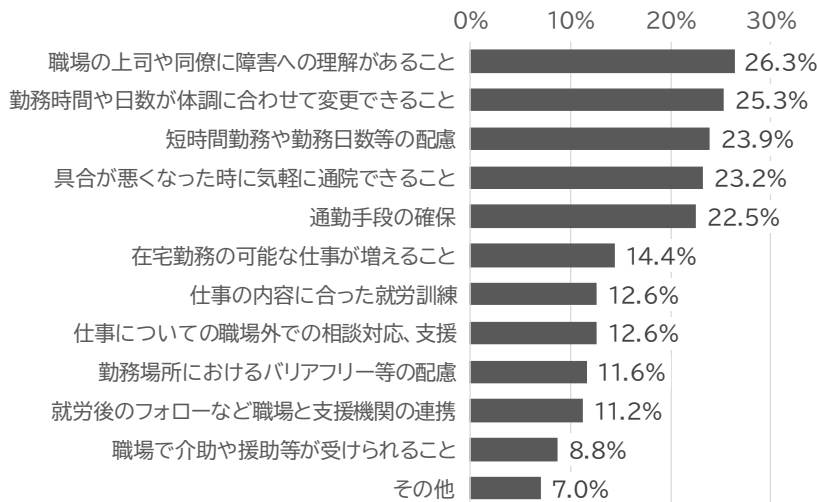
半数近くの方が自宅で過ごしていますが、3割近くの方が就労しています。



第2章 本町の障害者（児）を取り巻く現状

◆障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

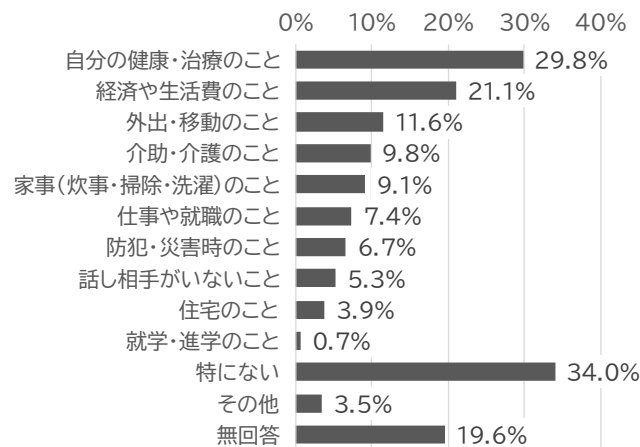
「職場の上司や同僚に障害への理解があること」が最も多く26.3%、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が25.3%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が23.9%となっています。



③相談ごとについて

◆あなたが、悩んでいることや相談したいことは何ですか。（複数回答）

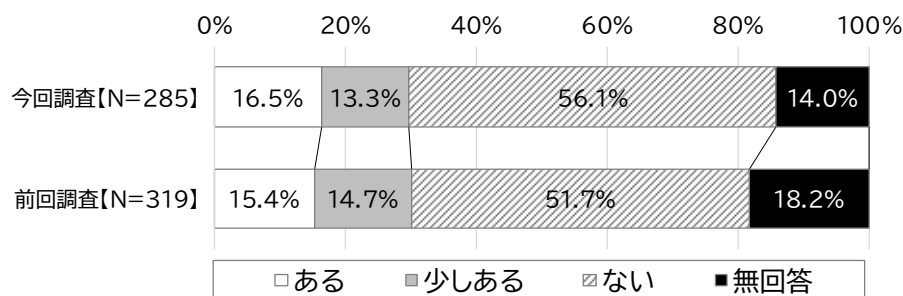
「自分の健康・治療のこと」が最も多く29.8%、次いで「経済や生活費のこと」が21.1%、「外出・移動のこと」が11.6%となっています。



④差別や偏見について

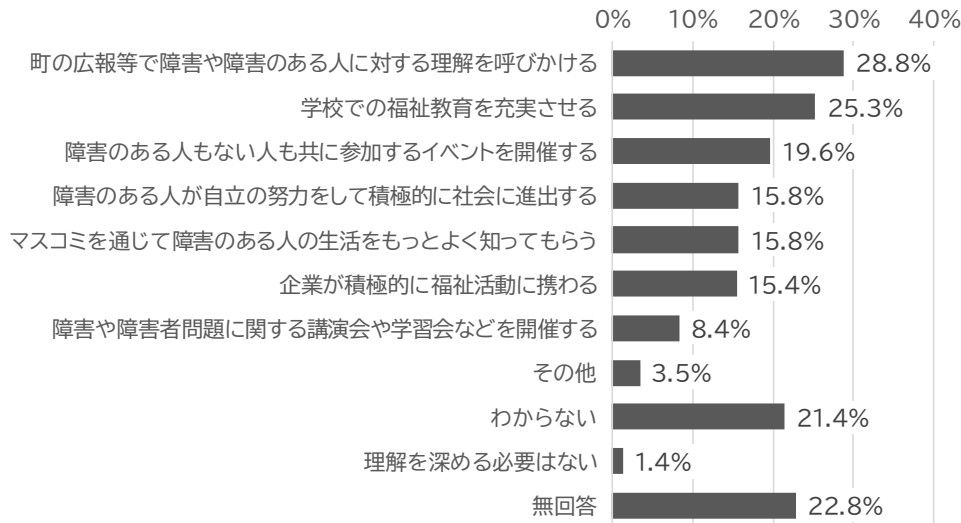
◆障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（1つに○）

前回調査（令和2年7月）から「ある」「少しある」はあまり変更がみられません。



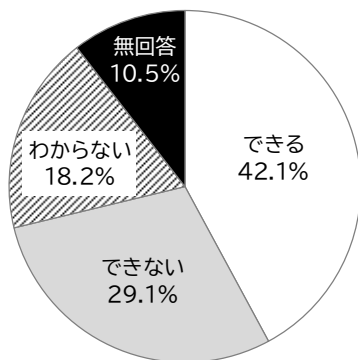
◆障害のある人への理解を深めるためには、何が必要だと考えますか。（複数回答）

障害のある人への理解を深め、差別をなくすためには「障害や障害のある人に対する理解」や「学校教育」、「障害者との交流」が最も必要となっています。



⑤災害時の避難について

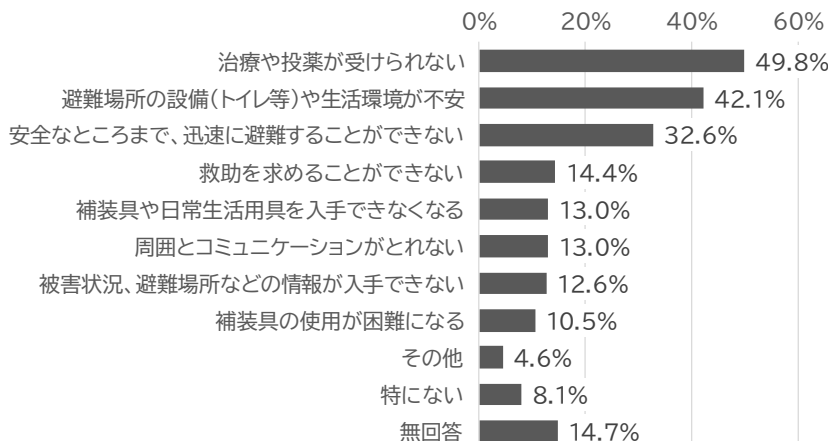
◆あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。（1つに○）



約3割の方が、一人で避難できないと回答されています。

◆火事や地震等の災害時に困ることは何だと思えますか。（複数回答）

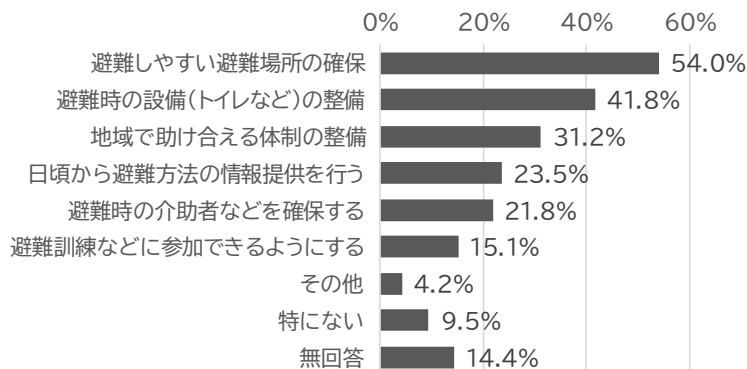
「治療や投薬が受けられない」が最も多く49.8%、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が42.1%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が32.6%となっています。



第2章 本町の障害者（児）を取り巻く現状

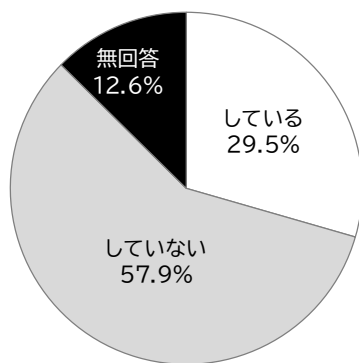
◆災害時など、緊急に避難しなければならなくなったときに備えて、今後どのような対策が必要だと思いますか。（複数回答）

「避難しやすい避難場所の確保」が最も多く54.0%、次いで「避難時の設備（トイレなど）の整備」が41.8%、「地域で助け合える体制の整備」が31.2%となっています。



⑥趣味・スポーツなどについて

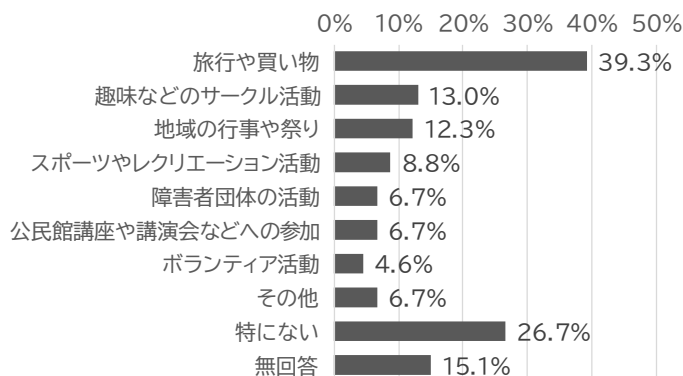
◆あなたは現在、何か趣味やスポーツ、レクリエーションをしていますか。（1つに〇）



約3割の方が、趣味やスポーツ、レクリエーションをしていると回答しています。

◆あなたは今後どのようなことをしたいですか。（〇はいくつでも）

「旅行や買い物」が最も多く39.3%、次いで「趣味などのサークル活動」が13.0%、「地域の行事や祭り」が12.3%となっています。



障害者関係団体向けアンケート調査結果

1 日常生活に関すること

【気になることなど】（抜粋）

- ◆町には約670人ほどの障害者（児）がおりますが、町人口の40%を超える高齢者に比べ少数でもあり、社会の関心も薄く、秩父地域でも行政支援対象から漏れ、老親の高齢化による介護困難により、福祉サービス導入が必要となるケースがある。
- ◆家族とのトラブル
- ◆小鹿野町では、障害者手帳所有者は乗合タクシー、町営バス利用を無料としている。続けていただきたい。町営バスの時刻が変更になり利用しにくくなった。
- ◆大通りについて、道路の両脇が側溝になっており、蓋のがたつきもあり歩きづらい。障害者、高齢者には特にリスクがある。路上駐車もあり、危険と感じる。
- ◆物品高騰、光熱水費等の補助について（食材、エネルギー）
- ◆保護者含め、家庭環境に課題があるケースも見られる。

【意見・希望など】（抜粋）

- ◆家庭環境の変化等に即対応できるよう、民生委員、児童委員、知的障害者相談員、身体障害者相談員等、町内の障害者関連団体を通して、常に実態を把握し、生活環境の変化に適切な支援が提供されることが望ましい。
- ◆大通りの歩道の整備をしてもらいたい。
- ◆行政に協力いただきながら、児童相談所や警察にも相談し、課題解決に向けていくことが必要。

2 雇用・就労に関すること

【気になることなど】（抜粋）

- ◆最近、一般紙にも数多く取り上げられている「障害者雇用代行ビジネス」の隆盛が気になります。
- ◆障害者を雇用し、活躍できる場が少ない。
- ◆就労継続支援B型を運営していて、障がい者にも出来るような仕事を頂きたいです。
- ◆秩父地域は人口減少が続いており、雇用吸収力のある目立った産業が見当たりません。これは職種の限定にもつながっています。

【意見・希望など】（抜粋）

- ◆大変協力的な地元の企業から仕事（就労先等）を提供してもらっております。大変ありがとうございます。
- ◆雇用しても合理的配慮をしないと長続きしないと思う。
- ◆安定した仕事を維持するためにも、公共機関からの発注業務がなるべく多い方が望ましいと思います。

3 障害福祉サービスに関すること

【気になることなど】（抜粋）

- ◆通所サービス、入所サービスも新しい利用者受け入れのために、利用者特性を把握し介護保険サービスに移行することが適切な方もいる。
- ◆本人の実態と支援区分が大きく違うケースがある。
- ◆日中活動等における公共施設の優先的利用。
- ◆家庭環境により、サービス利用料が徴収できない家庭がある。
- ◆計画相談の増加に伴い、相談支援専門員が足りない。十分なアセスメントが行われず、サービスありきのサービス等利用計画になってしまい、障害福祉サービスの増大、画一的な相談支援となっている。
- ◆高齢化に伴うスムーズな移行、共生型、利用促進サービスの充実。

【意見・希望など】（抜粋）

- ◆65歳を迎えた障害者に、要介護認定の判定を受けてもらい介護保険サービスの利用を促す。若年者の受け入れもスムーズになり、また誰もが選択する機会が持てるように進めてほしい。
- ◆支援学校卒業時などは、特に保護者からの聞き取りだけでなく、放課後等デイサービスや短期入所の利用者などはそれぞれの機関からも聞き取りを行うべきだろう。
- ◆相談支援事業所としては、個人情報保護法に基づき業務遂行している。利用者が困らないよう、ケースの状況によっては代理申請も認めてほしい。
- ◆相談支援事業所の新規開拓を行政主導で行っていただきたい。
- ◆居宅介護事業所やグループホーム事業所の拡充をお願いしたい。

4 医療的ケアに関すること

【気になることなど】（抜粋）

- ◆町内で医療的ケアを受けている人はいるが、秩父市へも行っている。
- ◆精神科、心の病を診療できる専門の医療機関が少ない。一般の内科でも診られる医師が町内にいるのかわからない。
- ◆医療的ケア児者の家庭におけるケアも家族の負担も大きいと思われる。

【意見・希望など】（抜粋）

- ◆ご本人のニーズに沿った予算確保をお願いしたい。民間事業所の努力だけに頼らない制度が必要だと考える。
- ◆心療内科等、精神的に不調な際、通院できる病院や医療機関があればとても助かります。
- ◆通所だけでなく、家庭における医療的ケアを補佐し、家族の助けになる事業所を増やす努力をしていただきたい。

5 地域生活に関すること

【気になることなど】（抜粋）

- ◆生まれ育った地域で生活したいと考えている方が多い中、小鹿野町にグループホームがない。家で暮らせなくなったら、地元を離れたグループホームに行くか、入所施設に入るしかない。
- ◆引きこもりが多い。
- ◆グループホームの利用者様達が一般の方と触れ合う機会が少ないと感じています。
- ◆受け皿（グループホーム等）が少ない。

【意見・希望など】（抜粋）

- ◆家族の形や力も変わってくる中、生活支援のニーズは高くなっている。小鹿野町にグループホームを作って頂きたい。共生型ホームなどを進めてみたらどうかと思う。
- ◆いざと言う時に備え、地域生活支援拠点等の設置を早急をお願いしたい。

6 保育・教育に関すること

【気になることなど】（抜粋）

- ◆児童発達支援センターがない。
- ◆障害を有する児童、および教育課程修了後の現状等の情報が少ない事。

【意見・希望など】（抜粋）

- ◆共生社会と言っているなら、コロナ禍前以上に交流を活発にしてほしい。
- ◆障害児である前に、小鹿野町の子供として、友達とのつながりや当たり前の生活が送れるように、インクルーシブな教育の推進を求めます。

7 差別の解消、合理的配慮、権利擁護に関すること

【気になることなど】（抜粋）

- ◆年輩の方は、障害者に対するの偏見が未だに根強く残っていると感じることがある。障害者に対するの声のかけ方、差別用語などは従業員の中でも見受けられる。
- ◆差別解消地域協議会においても、1件も報告が上がらない位、地域の差別解消や合理的配慮に関する意識が低いと感じる。

【意見・希望など】（抜粋）

- ◆行政の虐待に対する認識が甘いと感じる。虐待防止の取組とは該当事業所や傷つけた相手を追いつぶることではなく、その背景を探り、必要な支援をしていくことである。
- ◆障害者・特に知的、精神的な病への理解が広い年代で不足していると感じるので、学生であれば学校で、成人であれば職場や広報などで学ぶ機会を多く作ってほしい。

8 町の災害対策に関すること

【気になることなど】（抜粋）

- ◆県から自然災害対応の計画を年度内に作成するよう要請されている。

【意見・希望など】（抜粋）

- ◆避難場所のバリアフリー化、段差解消等。

9 その他（行政への意見など）

【気になることなど】（抜粋）

- ◆どの事業所へも公平公正に情報を流してほしい。事業経費補助金を公平公正に出してほしい。
- ◆入所、グループホーム等のほとんどの施設で入所を受けると、他の事業所へ通所しないようにさせている。

【意見・希望など】（抜粋）

- ◆特に光熱水費については負担軽減措置を早急をお願いしたい。
- ◆入所、通所は別でも受け入れを！

（4）現状と課題のまとめ

①偏見や差別の解消

アンケート調査によると、「障害があることで差別や嫌な思いをしたことがある」と回答した方が29.8%、前回調査（令和2年）では30.1%とほとんど変わっていません。

「どのような場所で差別や嫌な思いをしたか」では、外出先(35.3%)と、仕事場(23.5%)が多くなっています。

社会全体での差別解消への取組にも関わらず、差別や偏見に関する状況に改善がみられていません。障害のある人となない人のかかわり合う機会が増えることで、さまざまな状況の人がお互いに理解し合っているような「共生社会」の実現に向け、差別の解消に向けた学校での福祉教育の充実や町の広報等での障害のある人に対する理解・啓発等を促進していく必要があります。

「共生社会」を実現させるために必要なこととして「近隣住民の理解と協力」が42.8%と最も多くなっています。

また、障害福祉団体へのアンケート調査でも、「障害者、特に知的・精神障害者への理解が広い年代で不足していると感じるので、学生であれば学校で、成人であれば職場や広報などで学ぶ機会を多く作ってもらいたい」との意見が寄せられています。

②災害時の避難等緊急対応

アンケート調査によると、災害時の緊急避難での必要な対策として、「避難しやすい避難場所の確保」(54.0%)、「避難時の設備（トイレ等）の整備」(41.8%)、「地域で助け合える体制の整備」(31.2%)などが高い割合となっており、避難場所や避難所におけるハード・ソフト両面の対策、地域での助け合いが重要との意見が多く寄せられています。

被災リスクが高い地域や孤立のおそれのある地域の避難行動要支援者への対応や情報収集、視覚障害者や聴覚障害者等の障害種別による伝達手段や避難方法等の対策等、地域全体での事前の準備やルール化を図る必要があります。

また、災害時に困ることとして約5割の方が「治療や投薬が受けられない」を挙げており、特に難病の方は7割強となっています。

避難所設営では、視覚、聴覚、知的障害等の障害種別や、車いすの使用の有無等による配慮が必要です。町の空き家情報等の幅広い情報の活用も含め、障害者が利用しやすい避難所の確保等について、さらに検討を進めていく必要があります。

③保健・医療サービスの整備

アンケート調査によると、悩んでいることや相談したいこととして約3割の方が「自分の健康・治療のこと」を挙げており、地域で生活するために必要な支援として3割強の方が「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」を挙げています。

町立小鹿野中央病院やちちぶ医療協議会を中心とし、各医療機関が連携した広域医療体制の充実と保健、医療、福祉等のさまざまな分野での支援のネットワークづくりや通院手段の確保等のさらなる充実が求められています。

④就労機会の向上と職場環境の改善

アンケート調査によると、就労している人（自宅での就労、福祉的就労等含む）は令和2年の前回調査（24.4%）からさらに増えて29.1%に達していますが、雇用形態をみると、「正社員、正職員」が減少（28.3%から22.0%へ）し、「臨時雇い、パート、アルバイト」が増加（34.8%から48.0%へ）しています。

また、「障害者の就労支援として、どのようなことが必要か」については、「職場の上司や同僚に障害への理解があること」が26.3%と最も多い回答となっており、町民や企業・事業者に対して、障害の有無にかかわらず共に働くことの意義についての理解促進や障害を正しく理解した上で、就労環境を整えることが重要です。

障害者雇用の推進における本町の取組としては、職員採用の拡大や、障害者就労施設からの優先的な物品調達等をさらに積極的に実施していく必要があります。

⑤日常生活や外出の際の支援等

アンケート調査によると、地域で生活するための支援については、「経済的な負担の軽減」（40.7%）に次いで「移動・交通手段の確保」が34.7%となっています。

また、外出の際に困ることとしては、「バスや電車などの公共交通機関が少ない」が21.8%、普段の生活での必要な介助としては「買い物」が31.6%と最も多くなっています。

本町では障害者手帳をお持ちの方には、タクシー利用料金の一部補助や町営バス、乗合タクシーの無料化を実施していますが、公共施設におけるバリアフリーの推進も含め、さらなる内容の充実が求められています。

⑥情報提供の仕方の改善と意思疎通支援の充実

アンケート調査によると、障害のことや福祉サービスに関する情報の入手先として「家族や親せき、友人・知人」が31.6%、次いで「本や新聞、雑誌、テレビやラジオのニュース」が29.8%、「行政機関の広報誌・ホームページ」が25.3%となっています。

障害のある人が等しく情報を円滑に入手でき、意思表示やコミュニケーションが行なえるよう、本町においても視覚、聴覚、知的障害等の障害種別に応じた情報提供のさらなる工夫や、インターネットやSNSなどの利用による意思疎通支援の充実を図る必要があります。

(5) 計画（令和3年度～5年度）の進捗と評価

第4次小鹿野町障害者計画（令和3年度～5年度）の各施策・事業の評価を行いました。
 評価 A：期待以上の成果をあげた / B：期待どおりの成果をあげた / C：期待どおりの成果をあげていない / D：大幅に取組が遅れている

施策・事業	事業数	A	B	C	D	備考
1 やさしいこころのまちづくり	22	4	16	2	0	
(1) 情報提供に関する基盤整備の推進	7	2	4	1	0	
(2) 福祉の環境づくり	5	1	4	0	0	
(3) 支える人づくり	4	1	2	1	0	
(4) 権利擁護の取組	6	0	6	0	0	
2 いきいきと生活できるまちづくり	53	2	46	5	0	
(1) 相談体制の整備	2	1	1	0	0	
(2) 福祉サービスの充実						
①訪問系サービス	5	0	5	0	0	
②日中活動系サービス	7	0	7	0	0	
③居住系サービス	4	0	4	0	0	
④相談支援	3	0	3	0	0	
⑤障害児通所支援等	9	0	6	3	0	
⑥地域生活支援事業	19	1	18	0	0	
(3) 住宅環境の整備促進	4	0	2	2	0	
3 すこやかに育むまちづくり	24	2	22	0	0	
(1) 保健・療育・医療体制の整備	15	2	13	0	0	
(2) 特別支援教育の充実	9	0	9	0	0	
4 生きがいのあるまちづくり	8	1	4	3	0	
(1) 就労の場の確保	3	0	3	0	0	
(2) 社会参加の促進	5	1	1	3	0	
5 安心・安全なまちづくり	16	1	14	1		
(1) みんなにやさしいまちづくり	4	0	3	1	0	
(2) 移動しやすい環境の整備	2	1	1	0	0	
(3) 防災・防犯体制の整備	10	0	10	0	0	
計	123	10	102	11	0	

第4次小鹿野町障害者計画に基づいて実施した123事業のうち「A：期待以上の成果をあげた」が10事業（8.1%）、「B：期待どおりの成果をあげた」が102事業（82.9%）、「C：期待どおりの成果をあげていない」が11事業（8.9%）となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と基本方針

障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域や家庭で共に普通の生活が送れる社会（共生社会）の実現と、住民一人ひとりが障害及び障害者について正しい認識を持ち、障害者が日常生活を営んでいくうえで、その能力を最大限に発揮できるような生活環境や就労機会の拡充などの諸条件の整備を推進していきます。

また、病気や障害によって失った機能の回復を図るための専門的援助を行うことによつて、障害者が持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく社会的に自立していくためには制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を構築していく必要があります。

さらに国の障害者基本計画（第5次）による「アクセシビリティ(*)向上に資する新技術の利活用の推進」を各分野に共通する横断的視点とし、皆で支え合うデジタル共生社会の実現を図るための取組を推進していきます。

本計画における基本理念は、現計画から継続し「身近な地域でともに支え合い安心して暮らせるまち」とします。

基本理念

身近な地域で ともに支え合い
安心して暮らせるまち

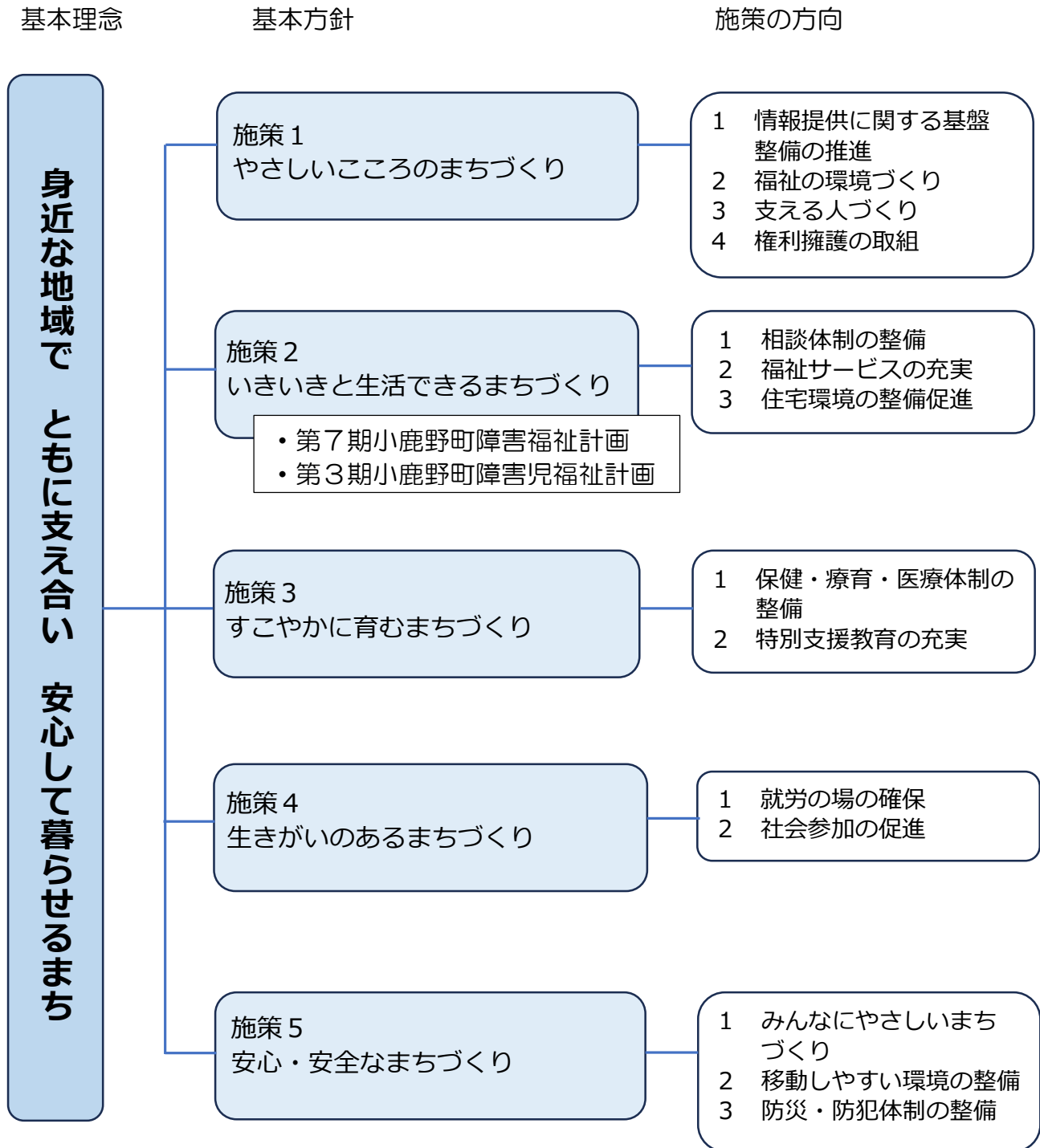
計画の策定に当たっては、障害者にとって暮らしやすい町の実現はすべての町民にとって暮らしやすい町づくりにつながることを基本認識として、次の5つの基本的な考えで推進を図ります。

- (1) やさしいところのまちづくり
- (2) いきいきと生活できるまちづくり
- (3) すこやかに育むまちづくり
- (4) 生きがいのあるまちづくり
- (5) 安心・安全なまちづくり

*アクセシビリティ（accessibility）：4頁参照

2 施策の体系

これまでの取組の検証・見直し、町民ニーズ、意識等を踏まえ、基本理念「身近な地域で ともに支え合い 安心して暮らせるまち」を推進するための基本方針と、それに対応する主要な施策を、次のとおり設定します。



3 計画の推進体制

障害者をはじめ、難病患者や高齢者、生活困窮者等、さまざまな課題を抱える人が、「制度の狭間」の問題で適切な支援を受けられないことがないように、医療機関や介護事業所、NPO等の関係機関から、地域住民や関係団体、行政等の多様な主体が一体となって、包括的な支援体制の構築を図ります。

(1) 関係機関、近隣市町村、地域との連携

・関係機関との連携

障害者の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の障害者福祉に係る動向を注視しつつ、密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位により良い制度に向けて、国や県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

・近隣市町村との連携

地域の限られた社会資源を生かし、障害者の生活支援ニーズに対応するため、サービス提供・施設等の広域利用等について、圏域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）において近隣市町村との連携を図り、取組を推進します。

・地域との連携

町民や関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、医療・教育・雇用・施設関係者や町民等、さまざまな立場からの参画を得て開催されている秩父地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や地域の社会資源の改善、地域関係機関の連携のあり方等について検討していきます。

(2) 自立支援協議会の運営

障害者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、行政、サービス事業所、さらには雇用分野、教育分野等の関係者による支援のためのネットワークを構築していく必要があります。そのため、圏域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）では、ネットワークの中核的役割を果たす機関として秩父地域自立支援協議会を設置しています。

協議会を通じて、関係機関との情報交換をはじめ、障害者を取り巻く現状や課題を把握するとともに、サービス提供の連絡・調整や課題の検討を行い、支援の充実を図ります。

(3) サービスの質の向上と供給体制の確保

・事業者への支援

サービスの質の向上と安定した供給体制を確立するため、サービスの担い手となる事業者に対し、県や社会福祉協議会等と連携し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

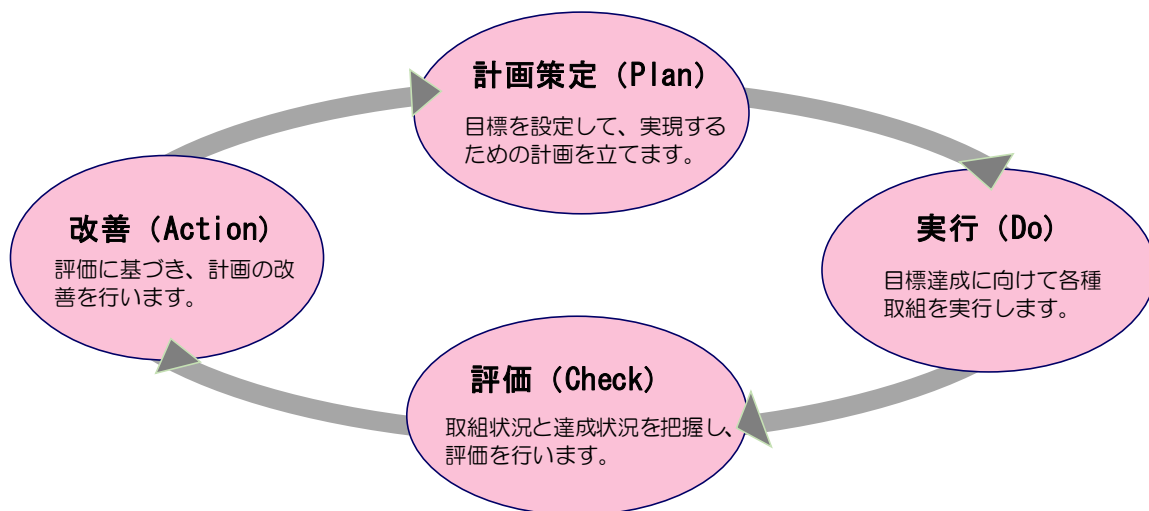
・人材確保・資質向上の支援

より質の高い福祉サービスを充足させるためには、専門人材の確保が必要であることから、社会福祉士、相談支援専門員等の専門人材の確保を支援します。

また、障害者へのサービス提供に従事する人は、障害の特性や障害のある人のことを正しく理解し、本人の気持ちに寄り添うことが大切です。さまざまな障害者に適切な対応ができるように、福祉関係者、ボランティア等のさらなる資質の向上を図ります。

(4) 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACTION(改善)を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行うことで、実効性のある計画を目指します。



第4章 施策の展開

評価	A：期待以上の成果をあげた / B：期待どおりの成果をあげた C：期待どおりの成果をあげていない / D：大幅に取組が遅れている
(今後の) 方向性	A：事業の拡充 / B：事業の継続 C：事業の見直し / D：廃止または記載からの削除

施策1 やさしいところのまちづくり

障害のある人もない人も共に生活し、共に活動できるノーマライゼーションの理念を住民が正しく理解し、障害者に対する「心の壁」を取り除くことが大切です。

そのため、各種広報媒体の活用や様々な行事を通じた啓発・広報活動の充実、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育と地域や職場で共に活動しながら互いに理解を深める交流の促進、障害のある人のニーズに沿ったボランティアの養成など一層の充実を図ります。

(1) 情報提供に関する基盤整備の推進

生活に必要な情報が障害の有無に関わらず取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、障害者の交流拠点や情報提供に関する行政の推進体制の構築を図ります。

① 町民と行政の交流の推進

◆交流の機会の促進	福祉課	評価	B	方向性	B
事業内容	懇談会等の開催により、交流の機会を促進します。				
取組状況・課題	懇談会や座談会の開催を通じて、障害者団体等と直接話し合いの場を設けることができました。また障害者団体が行う会議の開催場所の確保に協力しました。				

② 交流拠点づくり

◆障害者の交流の拠点づくり	福祉課/保健課	評価	C	方向性	B
事業内容	障害者の交流の機会と場の充実を図ります。				
取組状況・課題	地域活動支援センター（ふれあい作業所）利用者 令和3年度：18人 令和4年度：16人 令和5年度：15人 令和3年度、令和4年度はコロナウイルス感染症の影響で、以前のような調理・食事会をメインにした交流会ができませんでしたが、運動やおしゃべり等中心に少人数でも継続して開催することができました。1人でも多くの人に利用していただけるよう内容の充実や周知活動を実施します。（保健課）				

③ 情報提供体制の確立

◆インターネットによる町民への情報提供	福祉課/保健課	評価	B	方向性	B
事業内容	本町のホームページに、障害者に必要と思われる情報を掲載していきます。パソコンやスマートフォンからの閲覧が可能となっており、情報提供の充実を図ります。				
取組状況・課題	広報おがの及び町ホームページに、主な補助制度、障害者差別解消や障害者虐待防止等の権利擁護、町内の障害者支援施設一覧、ひきこもり支援等の情報を掲載しています。				

◆障害者向けの効果的な情報提供

福祉課/保健課 評価 A 方向性 B

事業内容	情報入手が難しい障害者には、視覚障害者用拡大読書器など日常生活用具の給付や社会福祉協議会で実施している声の広報の配付・周知等情報提供に努めます。
取組状況・課題	・視覚障害者用拡大読書器の給付 令和3年度：1件 令和4年度：1件 令和5年度：0件 ・声の広報（年12回）利用者1名（社会福祉協議会） ・音の図書館（3作品）ホームページ掲載

④行政の推進体制の確立

◆庁内各課連携体制の確立

福祉課/保健課 評価 B 方向性 B

事業内容	計画の推進を図るため、庁内関係課の連携体制の強化を図ります。
取組状況・課題	個別ケース会議やひきこもり支援会議において、主に福祉課、保健課、町立病院職員が情報共有を行い、庁内連携による支援を行いました。

◆関係機関との連携体制の確立

福祉課/保健課/町立病院 評価 A 方向性 B

事業内容	計画の総合的な推進を図るため、国・県をはじめ、近隣市町村や保健・医療・福祉等関連分野の各機関との連携体制の確立を図ります。
取組状況・課題	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、主にひきこもり支援事業において福祉課・保健課・町立病院が連携して支援を行いました。 ・秩父地域自立支援協議会の開催により1市4町の障害福祉担当、県、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等で構成された委員により、秩父地域の障害福祉に関するシステムづくりの協議や地域課題の解決に向けた協議を行いました。（福祉課） ・包括ケア会議は月2回開催し、医療・介護・福祉の連携の場となっています。また、高齢者見守りネットワーク推進会議は年3回開催し、地域課題について情報共有を行うと共に研修会を開催しています。個別ケースにおいては随時連絡を取り合い支援しています。（保健課）

◆市民のプライバシー保護

総合政策課 評価 B 方向性 B

事業内容	本町は、個人情報やプライバシーの保護について慎重に配慮して業務を行っていますが、今後、さらに人権に配慮し、個人情報やプライバシー保護に努めます。
取組状況・課題	個人情報に関する情報(個人番号に関する情報を含む)については、施錠できる保管庫で管理するとともに電話等による照会に対しては本人確認の上回答することとしています。

(2) 福祉の環境づくり

すべての町民の障害や障害者への深い理解を促すため、広報・啓発活動の充実を図り、ノーマライゼーションの根付いた地域社会づくりを目指します。

子どもの頃から、障害や障害者に対しての支援や理解、認識を深めていけるように学校教育における福祉教育の充実に努めます。また、地域住民への普及・啓発と理解の浸透を図るため、生涯学習の場での福祉学習の機会を充実させます。

①理解と交流の促進

◆広報・広聴活動の充実		総務課/福祉課	評価	B	方向性	B
事業内容	町広報紙等に障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）や難病等患者、ひきこもり支援に関わる情報を順次掲載していく等、広報活動の充実を図ります。 施策等の広報に当たっては、専門用語の使用を避けるなど、わかりやすいものとするよう配慮します。 また、広聴活動については、機会があるごとに障害者団体等を通じて行うなど障害者の意見・要望を幅広く取り入れることができるよう努めます。					
取組状況・課題	広報おがの及び町ホームページに、主な補助制度、障害者差別解消や障害者虐待防止等の権利擁護、町内の障害者支援施設一覧、ひきこもり支援等の情報を掲載しています。 ・障害平等研修、あいサポーター養成研修、精神障害者に対する理解を深める研修、ひきこもり講演会等について、町内の団体、民間企業、行政職員等に実施しています。 ・懇談会や座談会の開催を通じて障害者団体等と直接話し合いの場を設け、意見・要望を取り入れることができました。					

◆啓発・交流活動の充実		福祉課	評価	A	方向性	B
事業内容	障害者やひきこもり者に関する正しい知識の普及や理解に努めるため、啓発活動を推進します。 町民一人ひとりが、思いやりをもって必要なときに必要な手助けができる環境となるように交流活動の場を設けます。					
取組状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障害平等研修、あいサポーター養成研修、精神障害者に対する理解を深める研修等について、町内の団体、民間企業、行政職員等に実施しています。 ・障害平等研修（秩父圏域で実施） 令和3年度：1回 令和4年度：2回 令和5年度：2回 ・あいサポーター養成研修（秩父圏域で実施した公開講座） 令和3年度：オンライン 令和4年度：3回 令和5年度：3回 ・精神障害者に対する理解を深める研修 令和3年度：2回 令和4年度：1回 令和5年度：2回 ・ひきこもり講演会 令和3年度：1回 令和4年度：1回 令和5年度：1回 					

◆障害者週間における啓発		福祉課	評価	B	方向性	B
事業内容	障害者週間（12月3日～12月9日）を中心に、町民の障害に対する正しい知識の普及を図るために、広報紙やポスターによるPRを進めます。					
取組状況・課題	障害者週間における県の実施する事業等について、広報おがの及びポスターの掲載、チラシの配付によるPRをしています。					

◆一般の方への理解の推進

福祉課

評価

B

方向性

B

<p>事業内容</p>	<p>身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）や難病等患者への理解を深め、障害者が差別をされたり、権利を侵害されることのないように一層の啓発活動に努めます。</p> <p>精神障害については「精神障害者への理解不足を解消するための啓発研修」ということで心の病を持つ方への理解や対応、当事者からの体験を伝える場を設け、障害への理解を図ります。</p> <p>ちちぶ定住自立圏においては「あいサポート運動」を実施し、多様な障害の特性の理解に努め、障害者に温かく接するとともに、障害者が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより共生社会を目指す運動の推進を行います。さらに圏域内では町独自でひきこもり支援事業におけるひきこもり講演会を行っています。</p>
<p>取組状況・課題</p>	<p>障害平等研修、あいサポーター養成研修、精神障害者に対する理解を深める研修、ひきこもり講演会等について、町内の団体、民間企業、行政職員等を実施しています。</p>

②福祉教育の充実

◆福祉教育の充実

学校教育課

評価

B

方向性

B

<p>事業内容</p>	<p>町では、学校教育を通じて、障害や障害者に対する理解を広めるための福祉教育を進めてきました。</p> <p>子どもの頃から年齢に応じた福祉の心をもてるよう、家庭を含め地域、学校、行政が連携し、子どもたちが福祉について学ぶ機会の提供に努めます。</p>
<p>取組状況・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校の総合的な学習の時間の中で、小鹿野高校と連携した福祉体験学習、手話体験教室や特別養護老人ホーム、デイサービスセンター等の見学、車椅子体験、アイマスク体験などを行っています。 ・中学校で、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等において、職場体験を行っています。

(3) 支える人づくり

少子・高齢化が進む中、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して、いきいきと暮らしていくために、地域住民やボランティア団体、行政が連携し、制度による公的サービスの提供（利用）だけでなく、ボランティア活動など住民参加による「支える人づくり」の振興を図り、みんなでささえあう地域づくりを進めます。

①人材の育成

◆専門的人材の育成		福祉課/保健課	評価	B	方向性	B
事業内容	福祉サービスを実施するためには、専門的知識のある人を育て、確保していくことが欠かせません。保健師やホームヘルパー等に専門的知識を身に付けるための研修等を行い、資質の向上に努めます。					
取組状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・小鹿野町ヘルプステーションのヘルパー対象の研修、地域包括ケア会議において、精神障害者に対する理解を深める研修、障害福祉制度、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、障害虐待防止、成年後見制度等の研修を行っています。（福祉課） ・小鹿野町ヘルプステーションは初任者研修や事業所内研修、ケース会議を計画的に実施しています。保健師は秩父地域保健師会や保健師連絡会の他、助言者を招いて事例検討会を開催し、資質向上に努めています。令和5年度は日本公衆衛生看護学会にて事例検討会の学びについて発表する予定です。（保健課） 					

◆町職員研修の充実		総務課/福祉課	評価	B	方向性	B
事業内容	障害について町職員の理解を促進するために、研修の充実を図り、町職員の資質向上に努めます。					
取組状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障害平等研修、精神障害者への理解不足を解消するための啓発研修を開催し、各課職員が参加しています。 ・障害平等研修（秩父圏域で実施） 令和3年度：1件 令和4年度：2件 令和5年度：2件 ・精神障害者に対する理解を深める研修 令和3年度：2回 令和4年度：1回 令和5年度：2回 					

②ボランティア活動の支援

◆ボランティア講座の充実		福祉課/社会福祉協議会	評価	A	方向性	B
事業内容	<p>ボランティアは、個人の自由な意思に基づく活動であり、個人の自発性や創意工夫が期待されます。</p> <p>今後は、社会経験の豊富な、定年退職後の高齢者等の人材の発掘も必要です。ボランティア講座を開催している社会福祉協議会とも連携し、講座修了者の支援等行います。</p>					
取組状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・支え合いボランティア研修会を小鹿野町シルバー人材センターと共同で実施。 令和3年度：1回 令和4年度：1回 令和5年度：1回 					

◆ボランティアに関する情報提供の充実

福祉課/社会福祉協議会

評価

C

方向性

C

事業内容	社会福祉協議会等関係機関と連携し、ホームページや広報紙等の媒体を活用して随時情報提供していきます。
取組状況・課題	随時、社会福祉協議会のHPにボランティア情報を掲載。

(4) 権利擁護の取組

権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。つまり、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていくことになります。

こうした「権利擁護」の問題は、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められています。このため、障害者への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進します。

①権利擁護の推進

◆権利擁護事業の普及

福祉課/社会福祉協議会

評価

B

方向性

B

事業内容	窓口等における障害者への配慮について、研修等により職員の意識の向上を図るとともに障害者虐待防止センターの24時間対応を図ります。 社会福祉協議会の事業として知的障害者や精神障害者等、自らの選択により適切なサービスを利用することが困難な人に対して、福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理等支援を行う日常生活自立支援事業（名称：あんしんサポートねっと）があり、事業の周知等含め連携し、利用に繋げていきます。
取組状況・課題	・障害者虐待防止センターについては、日中は福祉課（TEL75-4109）、夜間は警備委託先が受け、担当課により24時間対応としています。（福祉課） 障害者虐待件数 令和3年度：0件 令和4年度：4件 令和5年度：1件 ・社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業として第二種社会福祉事業である「日常生活自立支援事業（名称：あんしんサポートねっと）」を実施しています。福祉サービスの利用援助や日常生活上の手続きや金銭管理の援助、書類の預かり等を専門員と生活支援員で訪問して実施しています。（社会福祉協議会）

◆虐待防止など人権に関する啓発の推進

福祉課

評価

B

方向性

B

事業内容	虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と、警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の強化を図ります。
取組状況・課題	障害者の差別や人権に関する啓発の推進としては、障害平等研修（秩父圏域で実施）を行い、事業者や行政担当者などに周知をしています。 虐待防止のための関係者に対する意識啓発としては、小鹿野町ヘルパーステーション向けの虐待研修等を行っています。

◆虐待等への的確な対応のための体制整備		福祉課	評価	B	方向性	B
事業内容	虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と、警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の強化を図ります。					
取組状況・課題	警察や障害者福祉施設等から虐待通報や虐待が疑われる情報提供があった際には、福祉課を始め状況に応じて保健師等にも介入してもらい、事実確認や再発の防止等迅速な対応ができるようにしています。					

◆差別の禁止の周知		福祉課	評価	B	方向性	B
事業内容	障害者に対する差別等について、広報紙での啓発やホームページの活用による情報提供を強化すると共に、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努めます。 解決が困難な差別事案については、秩父地域差別解消支援地域協議会に助言を求めて解決に当たります。					
取組状況・課題	障害平等研修（秩父圏域で実施）を行い、障害者差別の禁止の周知を行っています。 ホームページには障害者差別の解消の推進ということで、障害者差別解消法を中心に掲載し、情報提供・啓発等を行っています。困難な差別事案については、秩父地域差別解消支援地域協議会にも助言を求める等の体制を取っています。					

②成年後見制度の普及

◆成年後見制度の普及		福祉課/保健課	評価	B	方向性	B
事業内容	知的障害者、精神障害者（発達障害、高次脳機能障害等を含む）、認知症等の判断能力が十分でない人の保護（財産管理や身上監護）を行う成年後見制度及び法人後見や市町村長による申立ての制度について、機会があるごとに障害者団体等を通じてPRするとともに町広報紙等により周知し、普及を図ります。 相談窓口である町の関係職員の資質を向上するなどの相談体制の整備等、制度の利用を促進するための体制を整備します。また、成年後見制度利用支援事業を継続して行うとともに、成年後見制度法人後見事業を行い、法人後見人の育成を図ります。					
取組状況・課題	・障害者等から成年後見制度についての相談があった際は、成年後見センターに適切につないでいます。また、基幹相談支援センターを中心に、秩父地域の事業所に対して成年後見制度の研修等の周知を行っています。（福祉課） ・令和4年7月1日に地域包括支援センター内に成年後見センターを開設し、11月には埼玉県成年後見制度利用促進秩父地区協議会を事務局として開催し、利用促進について取り組みました。法テラスによる成年後見制度講演会を高齢者見守りネットワーク推進会議において開催しました。令和5年度には社会福祉士を採用しました。（保健課）					

◆日常生活自立支援事業の充実		福祉課/社会福祉協議会	評価	B	方向性	B
事業内容	社会福祉協議会の事業として、知的障害者や精神障害者等の判断能力が不十分な方などが安心して生活が送れるよう定期的に訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要な金銭の管理の援助を行っており、事業の周知等含め連携して利用に繋げていきます。					
取組状況・課題	・日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）利用状況（社会福祉協議会） 令和3年度：3名 令和4年度：3名 令和5年度：3名+1名（予定）					

施策2 いきいきと生活できるまちづくり

障害者が、在宅においてその人らしく生活を送るためには、一人ひとりのニーズに対応した、多様なサービスが用意される必要があります。また、それらのサービスが必要な人に提供されるように適切な調整が行われる必要があります。

町では、障害福祉サービスや地域生活支援事業を実施しています。障害福祉サービスは全国同一内容のサービスですが、地域生活支援事業は、利用料等の具体的な内容を市町村が主体的に決定できるサービスであり、本町の障害者施策の特色を出すものとして、本町の地域に合った適切なサービスメニューを推進します。(第5章にて詳細記載)

(1) 相談体制の整備

障害者や難病患者の療養上の相談や健康管理に応じるため、相談機会を充実させるとともに、継続的な支援を行います。

①相談体制の整備

◆総合相談窓口の整備

◆総合相談窓口の整備		福祉課	評価	A	方向性	B
事業内容	<p>障害者の様々な相談に対応できるよう、基幹相談支援センターや相談支援事業者等との連携を図り、相談体制の充実を図ります。</p> <p>民生委員・児童委員、身体障害者相談員や知的障害者相談員等身近な相談体制の充実を図るとともに障害者による障害者の相談体制も充実させていきます。</p> <p>特に発達障害や高次脳機能障害については、専門性が高いことから、国・県の専門機関や医療機関と連携するとともに、相談窓口である町の関係職員の資質を向上し、自立支援医療、障害者手帳、障害年金制度の周知等の適切な支援を図ります。また、特定疾病（若年性認知症や高次脳機能障害を含む）により介護保険制度が適用される第2号被保険者については、介護保険担当と障害福祉担当の連携を強め、切れ目のない支援に取り組みます。</p> <p>ひきこもり相談支援員を配置し、町内のひきこもり者やその家族に対する相談体制を構築するとともに、秩父圏域での課題となることを秩父地域自立支援協議会に提案するなど、障害者がより暮らしやすい地域になるよう課題の解決に努めます。</p>					
取組状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者や民生委員・児童委員等からの相談内容に応じ、丁寧な対応を心がけ、必要に応じ相談支援事業所と連携し対応しています。 ・平成27年度から町内の保育所（園）、こども園、子育て支援センターを対象に、発達障害児など発達が気になる子供への早期支援のための、巡回支援専門員整備事業を実施しています。 ・特定疾病による介護保険制度の適用者も含む介護保険サービス利用者に対する、障害福祉サービスからの切れ目のない支援を行うため、介護保険担当と障害福祉担当の連携を強化します。 ・令和3年度からひきこもり相談支援員（精神保健福祉士）を1名配置し、ひきこもりに関する相談や訪問支援を行っています。 					

◆相談支援体制の充実・強化		福祉課	評価	B	方向性	B
事業内容	1市4町において、総合的・専門的な相談支援を実施します。 地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。					
取組状況・課題	秩父地域自立支援協議会における事務を通じ、秩父圏域における総合的・専門的な相談支援体制の確保と強化を行っています。					

(2) 福祉サービスの充実

日常生活を営むことが困難な障害者の在宅生活を支援するため、障害者総合支援法に基づく介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業等及び主に児童福祉法に基づく障害児を対象とする障害福祉サービスの充実を図ります。

※各事業、事業内容、実績（令和3年度～5年度）及び見込値（令和6年度～8年度）については、第5章にて詳細を記載します。

以下、障害福祉サービスと地域生活支援事業以外の福祉サービスについて記載します。

①財政援助の周知

◆各種軽減・年金・手当制度等の周知		福祉課	評価	B	方向性	B
事業内容	障害者手帳の等級に応じた公的なサービスには、J R・私鉄・タクシー運賃等の割引や、税金の控除、NHK受信料の免除等、様々な割引制度があります。町では関係機関と協力してPRを行い、周知を図ります。また、公的年金制度、各種手当制度等の周知を図ります。					
取組状況・課題	広報おがの及び町ホームページに各種手当制度について周知しています。障害者手帳の交付時には福祉ガイドブックにより説明を行っています。					

(3) 住宅環境の整備促進

障害者が住み慣れた地域や家庭で生活を続けられるためには、障害の内容等に対応した住宅は必要不可欠なものです。そのため、住宅改造の助成、町営住宅における障害者向け住宅の確保を図るとともに、バリアフリーの整備を推進します。

①住宅環境の整備促進

◆障害者住宅資金事業の周知

		福祉課/社会福祉協議会	評価	B	方向性	B
事業内容	社会福祉協議会では、身体障害者、知的障害者、精神障害者を対象に、住宅の新築・改築について、県の貸付制度（埼玉県障害者福祉資金）の案内と受付を行っており、社会福祉協議会と連携しながら周知を図ります。					
取組状況・課題	埼玉県社会福祉協議会の事業を紹介し、仲介しています。					

◆町営住宅等の整備

		建設課	評価	C	方向性	B
事業内容	本町には町営住宅がありますが、昭和40年代に建築されたものが多く、建て替えが必要となってきています。建て替えの際には、障害者や高齢者に配慮した住宅の整備を推進していきます。					
取組状況・課題	計画期間中（令和3年度～5年度）に建替事業の計画・実施がありませんでした。なお、建て替えの際には、バリアフリーに配慮した住宅を整備します。					

◆民間住宅等の整備支援

		福祉課	評価	C	方向性	C
事業内容	障害者が暮らしやすい民間住宅の整備を促進するため、身体障害者や高齢者に配慮した住宅建設・改造について相談できる体制の整備を検討していきます。					
取組状況・課題	相談内容に応じて、日常生活用具給付等事業における住宅改修や居宅改善整備事業を案内しています。今後については福祉ガイドブックに住宅改修の内容を記載したり、説明用資料を作成するなどして体制を整えていきます。					

施策3 すこやかに育むまちづくり

脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は障害の原因となりやすく、疾病の早期発見・早期治療による障害の軽減及び自立の促進、疾病予防としての日頃の健康づくりは、とても重要なことです。また、成長発達期にある乳幼児は、障害をお持ちでも、早期に発見し、適切な治療や指導訓練を受けることで、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。

アンケート結果では、障害のある人への理解を深めるために必要なこととして、「学校での福祉教育を充実させる」という回答が25%で第2位となっています。また、障害者の悩みとして、「自分の健康・治療のこと」という回答が29.8%と最も多くなっています。

今後は、妊娠中からの支援体制を強化し、乳幼児健康診査や発育発達相談の充実に努めるとともに、早期発見・早期療育の体制整備を進めていきます。

さらに、今後も引き続き健康診査等の受診者数の増加に向けた取組を行っていくとともに、障害の原因となりやすい生活習慣病の予防や、健康づくりの推進を図り、早期に適切な保健医療サービスが受けられるような体制の整備を図り、障害者が安心して生活していけるように努めます。

また、小学校以上の児童に対しては、障害の種別に応じた教育を受けられるよう、特別支援教育における指導の充実を図るとともに、通常の学級では、学習効果が現れにくい子どもに対して、個々に応じた個別的・集団的な教育が実施できるよう各関係機関と連携します。

(1) 保健・療育・医療体制の整備

今後も、各種健（検）診及び健（検）診後の指導を充実し、障害の要因となる疾病の予防と早期発見・早期対応に努めます。

また、障害者が安心して医療サービスを受けられるよう、保健・医療に関する情報提供に努めるとともに、重度心身障害者医療費助成や自立支援医療など、医療費負担軽減の周知を図り、保健・療育・医療体制の整備に努めます。

①健康診査の充実

◆乳幼児健康診査の充実		保健課/こども課	評価	B	方向性	B
事業内容	<p>発達のつまずきを早期に発見し、早期治療により児童の健全育成を図ることを目的として乳幼児健康診査を実施しています。要経過観察児に対しては、言語聴覚士による言語相談、理学療法士による運動発達相談や、公認心理士による心理相談を実施しています。また、医療でのフォローを必要とする乳幼児に対しては、適切な医療機関を紹介しています。今後も、健診の重要性を啓発し、受診率の向上を図ります。また、要経過観察児に対しては、フォロー体制を充実していきます。</p>					
取組状況・課題	<p>要経過観察児に対しては、子育てこころの相談や、はぐみ相談（言語相談・運動発達相談）を実施しています。令和5年度から子どもを対象とした心理相談として、こどものこころの相談を開始しています。（こども課）</p>					

◆障害の早期発見・早期治療

福祉課/保健課/こども課

評価

B

方向性

B

<p>事業内容</p>	<p>障害（発達障害、高次脳機能障害等を含む）の早期発見・早期治療のために、各種健康診査、がん検診、健康相談、健康教育、機能訓練、食生活改善推進運動による町民への健康づくり・障害への理解促進の啓発活動等、きめ細かな保健サービスの提供を図るとともに、健康管理システムの充実に努めます。</p> <p>特に発達障害や高次脳機能障害については、専門性が高いことから、国・県の専門機関や医療機関とより密接な連携を図ります。</p>
<p>取組状況・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の保育所（園）・こども園、子育て支援センターを対象に、発達障害児など発達が気になる子供への早期支援のための、巡回支援専門員整備事業を実施しています。支援を必要とする保護者や子どもに専門的な機関と連携をとりながら必要に応じて対応しています。（福祉課） ・特定健診（集団・個別）、（胃・子宮・乳）がん検診（集団・個別）、人間ドック、小児生活習慣病予防健診（中2対象）等各種検診を実施。健診後の生活習慣改善のための保健指導や再検査・精密検査の受診の有無の確認や受診勧奨を実施し、必要に応じて、主治医や相談員と連携を図り、医療の継続支援や生活改善のアドバイスをしています。（保健課） ・巡回支援専門員整備事業を通して必要時、はぐくみ相談（言語相談・運動発達相談）の利用につなげたりや療育センターへの連携、育児相談を行なっています。（こども課）

②地域療育体制の整備

◆乳幼児訪問指導等の充実

保健課/こども課

評価

B

方向性

B

<p>事業内容</p>	<p>乳幼児に対し、発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児上必要な事項について適切な訪問指導および面談を実施するとともに、異常の早期発見や治療について助言します。</p> <p>また、疾病や障害のある乳幼児と保護者に対しても、療育上の支援を行います。</p>
<p>取組状況・課題</p>	<p>保健師に加え、令和4年度より助産師も新生児・乳児全戸訪問を行っています。未熟児訪問事業は継続して訪問指導または面談を行い、発育や発達に応じて相談を受けています。（こども課）</p>

◆障害児の療育相談の充実

福祉課/こども課

評価

B

方向性

B

<p>事業内容</p>	<p>障害児の親が抱えている様々な悩みの専門相談を行い、関係機関との連携を図り、療育上の支援を行います。また、児童発達支援事業所との連携により、発達につまずきなどのある未就学児童やその保護者に対する支援、療育指導などの充実に努めます。</p>
<p>取組状況・課題</p>	<p>発達障害児等の相談に保健師・助産師、障害福祉担当で対応し、必要に応じて児童発達支援事業所の利用を勧めています。</p>

◆子育て支援センター等での支援の充実

こども課

評価

B

方向性

B

<p>事業内容</p>	<p>乳幼児を持つ親子を対象に親子教室や相談事業を行っています。親子の関わりの中で、健やかな成長発達を促すとともに、発達につまずきのある乳幼児への支援を関係機関と連携しながら行っていきます。</p>
<p>取組状況・課題</p>	<p>日々の活動や講座やイベント等を行い、親子の関わりの中で子育て支援を行っています。子育て支援センター事業の中に保健師・助産師等が入り、発育・発達相談を実施しています。専門職の方も交えた子育て講座も行き、親と乳幼児への支援を実施しています。</p>

◆機能訓練・保育の充実

こども課

評価

B

方向性

B

事業内容	障害児の自立のために、集団指導等様々な保育を通して、障害がある子どもたちの日常生活能力の発達や集団生活への適応の訓練を支援します。
取組状況・課題	<p>必要時、理学療法士・言語聴覚士等の専門指導に同席し、保育の中に取り入れ発達を促しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所（園）、こども園では発達支援を要する子どもと一緒にサーキット遊びや平均台・トランポリン・固定遊具遊びなどを行っています。 ・関節が柔らかい幼児は、足首を保護するハイカット靴を使用しています。

◆障害児保育の充実

こども課

評価

B

方向性

B

事業内容	<p>障害のある子どもに対する保育サービスをさらに充実し、集団保育が可能で保育を必要とする幼児について、特別保育事業の充実を図ります。また、障害児保育を促進するため、保育士の研修を行うなど受入れ体制の充実を図ります。</p> <p>障害児の放課後における学童保育については、関係機関と連携を図りながら受入れ体制の充実を図ります。（特別保育事業実施支援）</p>
取組状況・課題	<p>障害のある子どもを積極的に受け入れています。状態により加配の職員をつけ、集団活動を可能な限り行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、保健師、P T（理学療法士）などと呼んで対応を検討しています。 ・発達支援の研修に保育所（園）、こども園の職員が積極的に参加しています。 ・小学校に就学する際に、必要に応じて幼児の様子を引継ぎしています。

◆秩父地域療育センターなどの周知

福祉課

評価

B

方向性

B

事業内容	育児や発達の相談などに応じる秩父地域療育センターなど県事業の周知を図ります。
取組状況・課題	<p>県事業である地域療育センターについては、秩父郡市内で1箇所（秩父地域療育センター）設置されています。内容としては作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士などの専門職が、アセスメントにより子どもの特性を把握し、その子に合った個別療育を提供することによって子どもの発達を促すことを目的としており、必要に応じ案内をしています。</p>

③機能訓練の推進

◆機能訓練事業の充実

町立病院

評価

B

方向性

B

事業内容	国保町立小鹿野中央病院の訪問リハビリテーションの活用を促進する等、機能訓練の充実を図ります。
取組状況・課題	令和3年4月からデイサービス（小鹿野・両神）で介護保険法に基づく個別機能訓練が始まり、月1回方法や計画に対してアドバイス・指導を行っています。

④医療環境の充実

◆地域ケア体制の整備

		福祉課/保健課/町立病院	評価	A	方向性	B
事業内容	本町では、国保町立小鹿野中央病院と保健福祉センターが一体となり「地域包括ケアシステム」の推進をしています。保健・医療・福祉が一体となり、健康維持・増進、治療、介護等の包括ケア体制の充実を図ります。					
取組状況・課題	ひきこもり支援や精神障害のケースについては精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを活用し、秩父地域自立支援協議会での検討や庁内関係課で連携して対応しています。（福祉課） 地域ケア会議と包括ケア会議は各月2回開催しており、国保町立小鹿野中央病院と保健福祉センターが連携し、健康維持・増進・予防・治療・介護及び公的扶助が一体的に提供されるよう検討しています。また、がんで亡くなる人の増加により、緩和ケア会議は毎週カンファレンスを実施するほか、振り返りの事例検討会を毎月開催し、医療と介護の連携を図ることによって、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう支援しています。（保健課・町立病院）					

◆障害者医療体制の充実

		保健課/町立病院	評価	B	方向性	B
事業内容	医師会、歯科医師会や関係機関の理解と協力を得ながら、障害者が気軽に受診できる地域医療体制の整備を促進します。また、医療機関との連携による健康管理の充実を促進します。					
取組状況・課題	入退院時や必要時に医療機関と情報共有し、在宅での生活や療養が継続できるよう連携を図っています。（保健課）					

◆在宅医療体制の充実

		保健課/町立病院	評価	B	方向性	B
事業内容	医療機関による障害者への訪問診療、訪問看護の充実を医師会や関係機関の理解を得ながら、促進します。 また、往診による歯科診療の充実を図るため、歯科医師会と連携を密にし、その充実を図ります。					
取組状況・課題	訪問歯科診療の必要な方へは、継続して御案内をしております。ふれあい作業所利用者の歯科検診は年1回歯科医師会から医師を派遣していただき、歯科検診及びブラッシング指導を実施しています。一人ひとりが丁寧な指導を受け、歯のお手入れの見直しができています。精神障害者の支援においては、随時主治医、担当看護師、訪問看護ステーションのスタッフ等連携を図っています。（保健課）					

◆自立支援医療の促進

		福祉課	評価	B	方向性	B
事業内容	自立支援医療は、更生医療、育成医療、精神通院医療の3つで構成されています。自立支援医療の周知を図り、その円滑な利用を促進するとともに、適正な給付に努めます。					
取組状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・更生医療 令和3年度：3人 令和4年度：5人 令和5年度：6人 ・育成医療 令和3年度：2人 令和4年度：0人 令和5年度：1人 ・精神通院医療 令和3年度：157人 令和4年度：162人 令和5年度：167人 					

◆医療費公費負担制度の推進		福祉課	評価	B	方向性	B
事業内容	本町では、障害者の経済的支援を図るため、重度心身障害者医療費助成（1～3級の身体障害者手帳所持者、A～Bの療育手帳所持者、1級の精神保健福祉手帳所持者のうち65歳未満で重度心身障害者となった人）を実施しています。医療費公費負担制度の周知に努め、障害者への医療費負担に対する経済的支援を、引き続き行います。					
取組状況・課題	・受給者数 令和3年度：348人 令和4年度：326人 令和5年度：320人					

⑤精神保健活動の推進

◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進		福祉課	評価	A	方向性	B
事業内容	精神障害者の社会復帰を進めるため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業等について周知を図ります。					
取組状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・県主催の精神障害にも対応した地域包括ケアシステム研修へ参加し情報共有をしています。 ・秩父地域自立支援協議会を協議の場とし、メンタルに課題を抱えた方などの課題解決に向け協議を行っています。 ・個別ケース会議やひきこもり支援会議において、主に福祉課、保健課、町立病院職員が情報共有を行い、庁内連携による支援をしています。 					

(2) 特別支援教育の充実

保育所（園）・こども園、小学校、中学校の連携による切れ目のない一貫した支援や交流保育・交流教育による子ども同士のふれあいのなかで、ともに健やかに成長できる環境づくりを進めます。さらに、障害についての教職員の専門性の向上と理解促進を図るための研修等を行っていきます。

①就学前教育の充実

◆保育所（園）・こども園における障害のある

幼児の受入れの促進

		こども課	評価	B	方向性	B
事業内容	障害のある幼児の教育は、発育段階に応じた、きめ細やかな支援や援助が大切です。また、集団生活における友達とのふれあいの中から、人との関わりを広げることも大切です。今後も、障害のある幼児の受入れ体制の充実を図ります。					
取組状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもを積極的に受け入れています。状態により加配の職員をつけ、集団活動を可能な限り行っています。 ・これまでに保育所（園）・こども園、子育て支援センターを対象に専門的知識を有する職員と保健師などにより発達支援巡回を行い、保育士・保育教諭や保護者に対するアドバイスを実施しました。 					

②学校教育の充実

◆教職員の資質の向上

		学校教育課	評価	B	方向性	B
事業内容	教職員が様々な障害及び障害者に対する理解と認識を一層深めるとともに児童生徒一人ひとりの実態や障害特性に応じた適切な指導ができるように、研修体制を充実し教職員の資質の向上に努めます。					
取組状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年8月に町内の特別支援教育の担当者を対象とした研修会を実施し、事例研修や講義を通して、特別支援教育への理解を深めています。 ・年3回開催する就学支援委員会の中で、個々の障害により特別な支援を要する子どもとの関わり方や支援方法、関係機関との連携の取り方などについて、医師や専門家、教職員、関係する行政職員と共に情報共有を行っています。 					

◆就学・教育相談の充実

		学校教育課	評価	B	方向性	B
事業内容	就学相談や教育相談において、障害のある幼児、児童生徒の障害の特性や程度を的確に把握し、保護者に情報を提供して指導・助言を行っています。 今後も、早期から相談に応じ、その子に適した教育が受けられるよう就学相談等の活動の充実を図っていきます。					
取組状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・5歳児健診や就学セミナーに担当指導主事が参加し、就学先や相談方法について情報提供を行っています。 ・保護者からの相談や申し出があった場合、関係機関と連携し、情報提供や学校見学等について教育委員会の指導主事が支援しています。 ・就学支援委員会の中で、共有された情報を基に、学校や園、関係機関職員がその子にあった支援の方法について保護者と話し合っています。 					

◆特別支援教育の充実

学校教育課

評価

B

方向性

B

事業内容	<p>障害のある児童生徒の教育は、自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性や能力を最大限に高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、特別支援学級の設置等適切な教育的支援を行うという考えに基づいて推進していきます。</p> <p>各学校においては、在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等を含め障害のある児童生徒については、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの機能や役割をさらに活用するなど、質の向上を図り、校内支援体制の充実に努めます。さらに特別支援学校とも緊密に連携するなどして、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援を進めていきます。</p>
取組状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の特別支援担当教職員を対象とした研修を年2回行っています。 ・小中学校に生活指導補助員を配置して、きめ細かな指導を行っています。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが各学校を巡回し、特別支援教育の面で教師に対する指導面のアドバイスや相談に応じています。 ・秩父特別支援学校のセンター機能を活用し、巡回相談を通じて、児童生徒の支援や指導方法について助言をいただいています。 ・県教育委員会の特別支援教育推進専門員派遣事業を活用し、特別支援教育の経験が浅い教員を対象に年3回程度指導を受けています。

◆交流及び共同学習の推進

学校教育課

評価

B

方向性

B

事業内容	<p>支援籍学習の制度を活用し、小中学校と特別支援学校の児童生徒が「ともに」活動し、「ともに」学ぶ機会を設けることは、豊かな人間性や社会性を育む上で大きな意義があります。</p> <p>今後も、関係機関との連携強化を図り、心豊かな思いやりのある児童生徒の育成を目指し、幅広い交流及び共同学習を推進します。</p>
取組状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の児童が学期に3～4回程度町内の小学校に来て一緒に学習し、地域との繋がりを持つ機会を作っています。 ・町内の小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒が、特別支援学校で行われる合同学習発表会に参加しています。 ・弾力的運用を含めた特別支援学級支援籍を活用し、通常学級の児童生徒と特別支援学級の児童生徒がともに活動する機会を設定しています。

◆学童保育の支援

こども課

評価

B

方向性

B

事業内容	<p>障害のある児童生徒が豊かな放課後の時間を過ごし、地域の中で成長していくため、学童保育を支援していきます。</p>
取組状況・課題	<p>小学区ごとに設置していますが、少子化に伴い令和5年度より7支援施設となりました。待機児童はありません。また、状態により加配職員を配置し、障害のある子どもの受け入れを実施しています。</p>

◆学校施設のバリアフリー化の促進

学校教育課

評価

B

方向性

B

事業内容	<p>町内の小中学校に通う障害のある児童生徒が、校内で不自由なく快適に過ごせるように、学校施設的环境整備に努めます。障害のある保護者についても、配慮がなされるよう施設整備を図ります。</p>
取組状況・課題	<p>町内小中学校のスロープ設置及びバリアフリートイレの整備がすでに完了しているため、新たな整備は行いませんでしたが、今後も適宜必要に応じた整備を検討していきます。</p>

③社会教育の充実

◆図書館サービスの充実		生涯学習課	評価	B	方向性	B
事業内容	大活字本、点字図書、朗読CD、バリアフリー字幕付きDVDなどの資料の充実を図り、学習機会の拡充に努めます。また、郵送貸出サービスの周知と利用促進を図ります。					
取組状況・課題	大活字本や点字付き図書の購入、朗読CD、バリアフリー字幕付きのDVDの購入を行いました。郵送貸出サービスは依頼があれば行う程度で、積極的な周知等はありません。今後は、令和4年度に導入した電子図書を利用した、障害者サービスを進めていきます。(図書館)					

◆生涯学習講座の充実		生涯学習課	評価	B	方向性	A
事業内容	手話サークルと連携し、手話講座を開催することにより手話に対する理解と同時に、講座を通して障害者と交流することで障害者への理解を図ります。					
取組状況・課題	手話講座（令和3年度～令和5年度）（中央公民館） 令和3年度・令和4年度 手話講座開催 令和5年度 手話講座開催予定無し（課題：年間2講座に分けて開催（8回））					

施策4 生きがいのあるまちづくり

障害者の就労には、事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障害者雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。

一方、障害者を受け入れる事業所や能力に合った職が少ないため、障害者が能力に応じて就労できるよう、関係機関と連携を図り、雇用の創出を促進することが必要です。

また、生活の中での「ゆとり」や「生きがい」が求められており、特にスポーツ・文化活動への参加は障害者にとって生活を豊かにするものです。

今後は、障害者の就労を促進するため、障害者雇用や職場環境整備に関する制度について啓発を行っていくとともに、障害者が就労可能な職務・職域の開発や相談の充実を図るため、関係機関と連携し、障害者の就労を推進します。

また、障害のある人が、その興味と適性に応じて スポーツ・文化活動など様々な社会活動に参加し、生きがいを持って生活していくための施策の充実を図ります。

(1) 就労の場の確保

一般企業等への就労の確保と継続に向け、法定雇用率制度など国・県の雇用促進施策や、近隣市町村との連携・協調を図りながら、受け入れ企業の理解・協力、職場環境の整備に関する制度などの啓発を行い、企業等に対する障害者雇用についての啓発、職業訓練の機会拡大や就職相談など、就労支援体制の整備に努めます。

また、障害者施設等が供給する物品等に対する需要の増進と優先調達の支援を図ります。そして、近隣市町村と連携・協力して障害者の多種多様な就労の場の確保に努めます。

①就労支援

◆雇用の場の拡大

	福祉課	評価	B	方向性	B
事業内容	<p>障害者の適性や能力に応じた就労の場の確保のために、ハローワークや秩父障がい者就労支援センターキャップ等と連携を図り、秩父郡市で協力しながら事業主へ働きかけを行います。また、障害者雇用の啓発活動を行い、障害者が働きやすい職場環境づくりを推進します。</p> <p>町における物品等の調達については、障害者優先調達推進方針に基づき障害者就労支援施設等からの調達を推進します。</p>				
取組状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・就労を希望する相談者に対し、障害者就労支援センター等と連携して支援しています。事業主への働きかけについては実施できていません。 ・障害者優先調達推進方針に基づき町における物品等の調達に当たり、障害者就労支援施設等から調達をしています。 				

◆就労相談の充実

		福祉課	評価	B	方向性	B
事業内容	<p>障害のある人が就労し、生きがいを持って生活できるように、秩父障がい者就労支援センターキャップ等と連携して、障害者等から相談を受けるとともに、就労希望者の適性によるきめ細かな対応により職場が得られるよう支援に努めます。</p> <p>さらに障害福祉サービス事業所へ通所している人の中でも希望者や事業所からの相談に応じ、秩父障がい者就労支援センターキャップ等と連携して一般就労へ向けた就労支援を行います。</p>					
取組状況・課題	<p>一般就労を希望する相談者に対し、障害者就労支援センター等と連携して支援しています。福祉的就労を希望する相談者については、障害福祉サービスの説明や相談者の特性に合った事業所を案内しています。</p>					

◆町内企業への雇用促進及び啓発

		福祉課	評価	B	方向性	B
事業内容	<p>一人でも多くの障害者の雇用が促進されるよう、ハローワーク（公共職業安定所）等の関係機関と連携をとりながら、障害者雇用促進のための啓発活動、PR活動を進めていきます。</p>					
取組状況・課題	<p>ハローワーク（公共職業安定所）を中心に秩父地域障害者就職面接会の開催に当たり、町でも秩父地域（1市4町）の障害者雇用促進のため、広報による啓発活動や後援活動を行っています。</p>					

(2) 社会参加の促進

障害者が、生きがいをもって、自分らしくいきいきとした生活を実現するために、スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、様々な配慮や環境整備、情報や活動機会の積極的な提供に努めます。

また、地域社会との交流や理解を深めるため、あらゆる社会活動への障害者の参加を促進します。

① 社会参加への支援

◆障害者の社会参加への支援		福祉課	評価	A	方向性	B
事業内容	福祉有償運送等の行動範囲拡大のための福祉サービスや手話通訳者等の派遣制度などの周知を図り、社会参加への支援を行います。日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員養成研修事業を行います。					
取組状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会で実施している福祉有償運送については、ちらしを福祉課窓口で配付し周知しています。意思疎通支援事業の周知は、広報で実施しています。 ・手話奉仕員養成研修を、ちちぶ定住自立圏事業として、平成27年度から実施しています。令和2年度には町内の2名の方が新たに手話奉仕員養成研修を修了しました。令和4年度、令和5年度は手話通訳者養成研修を実施しました。 ・手話奉仕員登録者数（小鹿野町） 令和3年度：11人 令和4年度：11人 令和5年度：11人 					

◆町主催のイベントにおける障害者参加の促進		福祉課/保健課	評価	C	方向性	B
事業内容	本町が主催するイベントに、障害者が誰でも参加しやすいよう、会場を整備する等、障害者への配慮に努めます。また、障害者や障害者団体のニーズを踏まえながら、障害者が気軽に参加できる事業の実施を検討します。					
取組状況・課題	健康ふれあいフェスティバルは、新型コロナウイルス感染症の影響のため令和3年度は中止、令和4年度は開催規模を縮小して開催となり、町内で障害福祉サービス事業を運営している団体参加の機会は提供できませんでした。令和5年度は感染症対策に十分配慮し開催する予定です。町内で障害福祉サービス事業を運営している団体が出店できる機会の確保に努めます。					

◆スポーツ・レクリエーション大会の支援		福祉課	評価	C	方向性	C
事業内容	障害のある人が各種のスポーツ・レクリエーション大会等に参加し、楽しむことができるよう支援します。					
取組状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方向けワークショップ（圏域事業）において、障害者の方が参加できるダンスや打楽器演奏などについて広報で周知し参加いただいております。 ・スポーツ大会等への参加は令和元年度以降できていません。 					

◆障害者スポーツの推進

福祉課/生涯学習課

評価

C

方向性

C

事業内容	障害者のスポーツ大会等への参加を呼びかけ、障害者がスポーツを通して多くの人と交流できるよう、支援します。また障害者スポーツを推進するに当たって、ボランティアの協力について、働きかけていきます。
取組状況・課題	・スポーツ大会等への参加は令和元年度以降できていません。社会福祉協議会等にも参加・協力について働きかけていきます。

◆障害者の文化活動支援

福祉課/生涯学習課

評価

B

方向性

A

事業内容	広報等を通じて、文化活動に関する情報提供や講座開催の周知を図ります。また、障害者が積極的に文化活動に参加できるよう支援します。
取組状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・小鹿野ときめき生活推進大学（中央公民館）（令和3年度～令和5年度実施） ・手話講座等公民館講座（中央公民館） <p>回数 令和3年度：3回 令和4年度：3回 令和5年度：0回</p> <p>課題 手話講座の開催、参加者の増員</p>

施策5 安心・安全なまちづくり

障害者が暮らしやすい生活環境とは、言い換えれば誰もが暮らしやすい生活環境であると言えます。バリアフリーという表現がよく用いられますが、そこには様々な意味が含まれ、従来から言われているハード面のバリアフリーのほか、情報面やコミュニケーション手段などに関するソフト面のバリアフリー化の推進が重要視されています。

アンケート結果では、外出の際に困ることとして、「バスや電車などの公共機関が少ない（ない）」という回答が21.8%と最も多くなっています。その他に、「道路や駅に階段や段差が多い」や「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」の回答もあります。

また、災害時など、緊急に避難しなくてはならなくなったときに備えて必要な対策として、「避難しやすい避難場所の確保」という回答が約5割、「避難時の設備（トイレなど）の整備」という回答が約4割となっています。

障害者が社会参加するために、こうした総合的なバリアフリー化を促進し、差別や偏見のないまちづくりを目指した環境整備を推進します。また、災害時には、視覚や聴覚などの障害者に対する的確な情報提供や安全に避難できる避難路の確保に努めます。

（1）みんなにやさしいまちづくり

すべての町民が社会参加や日常生活活動をしやすい環境を整備するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等を踏まえた道路や公共施設など生活環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を行い、福祉のまちづくりを推進します。

①生活空間の整備

◆住みやすいまちづくりの総合的推進		建設課	評価	B	方向性	B
事業内容	まちづくりは、すべての人にとって、安全で住みやすい環境と実感されるように進めなければなりません。すべての町民に安全で快適に使いやすい施設となるようなまちづくりに努めます。					
取組状況・課題	町道については、定期的な道路パトロール等を実施し、道路上の危険箇所の早期発見及び修繕工事を実施し、町民が安心安全に通行できる道路整備を行います。 町有施設、集会所等については、随時、多目的トイレ、スロープ、点字ブロック、てすり等を設置しています。					

◆歩道等の整備		建設課	評価	B	方向性	B
事業内容	新たに整備を行う歩道については、段差解消や点字ブロックの整備など障害者等に配慮した歩道の整備に努めます。					
取組状況・課題	歩道整備を行う際は、段差解消に努めています。 また、傾斜や勾配等に配慮し、歩行者が利用しやすい歩道の整備を行います。					

◆バリアフリーの商店街づくりの推進

産業振興課

評価

C

方向性

B

<p>事業内容</p>	<p>障害者、高齢者、児童等が安心して買い物を楽しめるように、ドアの改善、駐車場での車椅子スペースの確保等のハード面、陳列表示、販売方法等のソフト面の充実を、商工会等に要望していきます。また、店舗改修の際は、申請により、「店舗・住宅リフォーム助成金」を交付しています。</p>
<p>取組状況・課題</p>	<p>既成の商店街は、小売店舗が多く事業拡大などによる店舗改修がない状況であるため、バリアフリー化するのは難しい状況です。 今後は、道路の歩道も狭いため、歩行空間のバリアフリー整備（電柱撤去等）を関係機関（道路管理者）へ働きかけます。</p>

②公共建築物の整備

◆町の施設のバリアフリー化の推進

総務課/建設課

評価

B

方向性

B

<p>事業内容</p>	<p>利用しやすい公共施設にするため、多目的トイレ、スロープ、点字ブロック等の整備に努め、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を図ります。障害者用駐車場の適正利用を図るため全面青色塗装を推進します。</p>
<p>取組状況・課題</p>	<p>現計画に基づき、令和5年3月20日供用開始の新庁舎では多目的トイレ、スロープ、点字ブロック、てすり等を設置しました。障害者用駐車場は全面青色塗装を実施しました。他の町有施設、集会所等については、随時、多目的トイレ、スロープ、点字ブロック、てすり等を設置しています。</p>

(2) 移動しやすい環境の整備

障害者にとって、外出することは大きな困難を伴うものです。しかし、外出は障害者にとって、社会参加と自立した生活のための重要な要素です。外出が困難な障害者の移動を支援し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、移動の支援などを行います。

①外出支援と移動手段の利用促進

◆福祉タクシー制度・自動車等燃料費給付制度の周知		福祉課	評価	B	方向性	B
事業内容	障害者の生活圏の拡大と社会参加を図るための移動手段として必要な、福祉タクシー利用料金助成制度及び心身障害者自動車等燃料費給付制度等について、広報紙等で周知を図ります。					
取組状況・課題	年2回広報おがのに心身障害者自動車等燃料費給付制度、難病患者の通院に要する交通費補助制度、福祉タクシー利用料金助成制度について掲載しているほか、障害者手帳交付時等に福祉ガイドブックにより該当者に案内しています。					

◆福祉有償運送制度等の周知		福祉課/社会福祉協議会	評価	A	方向性	A
事業内容	障害者の地域生活を支援するため、身近な場所で障害児（者）やその家族の必要に応じて、送迎サービス、外出援助等を行う障害児（者）生活サポート事業について周知を図ります。また社会福祉協議会では、障害者等の通院、買い物、レジャー等の移動の利便を図るために、平成19年2月から福祉有償運送（ハッピー・パートナー）を実施しています。より多くの人に利用していただくために社会福祉協議会と連携し、周知を図ります。					
取組状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ハッピーパートナー事業（車輜4台）（社会福祉協議会） 登録者数 令和3年度：410人 令和4年度：353人 令和5年度：366人 利用実績 令和3年度：2,813回 令和4年度：2,575回 令和5年度：2,500回 ・障害者手帳の交付時等に、障害児（者）生活サポート事業についても案内しています。 					

(3) 防災・防犯体制の整備

「小鹿野町地域防災計画」との連携を図りながら、避難誘導體制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の拡充に努めます。

また、一人暮らしや日中独居の障害者などの防犯と安全確保のため、関係機関及び地域組織に働きかけ、防犯体制や緊急時の連絡通報システムづくりの検討を行います。

① 在宅の障害者への対策

◆在宅の障害者の把握及び支援		福祉課	評価	B	方向性	B
事業内容	避難行動要支援者名簿への登録を促進することにより、在宅の障害者及びその居住地域の安全性について把握し、必要な支援や防災知識の普及・啓発に努め、災害発生時に地域住民による協力体制を確立し、適切な行動がとれるよう努めます。 人工呼吸器療法利用者、在宅酸素療法利用者及び人工透析患者等の災害発生時の支援を図ります。					
取組状況・課題	・人工呼吸器療法利用者、在宅酸素療法利用者及び人工透析患者の名簿及びマップを随時更新し、地震、豪雨、豪雪、停電等の際に、安否確認を行っています。 ・避難行動要支援者名簿への登録を促すとともに、令和2年度から社会福祉協議会で登録を開始している災害救援ボランティアについて、手話奉仕員の方に案内し登録を促しています。					

◆防災知識の普及・啓発		総務課	評価	B	方向性	B
事業内容	広報紙等により、防災知識の普及・啓発に努めます。					
取組状況・課題	令和3年度、令和4年度に広報紙において、町が発令する避難情報、大雪への備えなど防災に係る啓発を行いました。					

◆障害者に配慮した防災基盤の整備		総務課/福祉課	評価	B	方向性	B
事業内容	災害時に避難する道路や避難所の出入口等に、障害者の避難の妨げになるようなものを無くし、避難しやすくなるよう努めます。また、被災の地域、内容及び対象者による支援方法等を記載した避難行動要支援者等支援マニュアルを作成するとともに福祉避難所の確保を進めます。					
取組状況・課題	指定避難所のうち、バリアフリー化を実施しているものは全10箇所のうち7箇所となっています。引き続き、残りの避難所においてもバリアフリー化が実施できるよう取り組んでいきます。(総務課)					

② 社会福祉施設・民間福祉施設への対策

◆防災計画の策定		総務課/福祉課	評価	B	方向性	B
事業内容	福祉施設の入所者や利用者の安全な避難を確保するため、避難確保計画が必要です。計画の作成及び内容の充実を関係機関と連携しながら働きかけていきます。					
取組状況・課題	小鹿野町地域防災計画で定める要配慮者利用施設は全部で8施設あり、現在、全ての施設において避難確保計画を策定しました。今後は、更なる内容の充実を図るべく、定期的に見直すよう関係機関に働きかけます。					

◆防災教育・防災訓練の実施		総務課	評価	B	方向性	B
事業内容	災害時に避難確保計画が有効に機能するためには、入所者や利用者への防災教育や、定期的な防災訓練が欠かせません。施設管理者に対し、防災教育・防災訓練の充実を関係機関と連携しながら働きかけていきます。					
取組状況・課題	要配慮者利用施設の一部については、令和2年度より毎年1回、共同での避難所開設訓練を行っており、利用者及び職員の防災意識の向上を図っています。町が主催する防災訓練についても要配慮者利用施設に対し、毎年参加の依頼をしています。					

◆社会福祉施設と地域の連携		総務課	評価	B	方向性	B
事業内容	災害時にすみやかに避難するためには、施設関係者だけではなく、地域の協力が欠かせません。普段から災害時を想定した連携体制の整備に努めるよう、施設管理者に対して働きかけていきます。					
取組状況・課題	毎年、町が主催する防災訓練において社会福祉施設の参加を呼びかけ、地域住民との連携体制整備の促進を図っています。					

◆被災した在宅障害者の受入体制の整備		総務課/福祉課	評価	B	方向性	B
事業内容	施設管理者に対し、在宅の重度障害者や寝たきりの高齢者の受け入れ体制の整備を進めるよう、働きかけていきます。また、生活上特別な配慮が必要な重度障害者に対しては、関係機関と連携をとり、補装具、日常生活用具、手話通訳等について、適切な対応がとれるよう努めます。					
取組状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> 人工呼吸器療法利用者、在宅酸素療法利用者及び人工透析患者の名簿及びマップを随時更新し、地震、豪雨、豪雪、停電等の際に、安否確認、訪問等を行っています。 手話奉仕員養成研修を開催し、町の手話奉仕員に11人が登録しています。 令和2年度から小鹿野町社会福祉協議会で登録を開始している災害救援ボランティアについて、手話奉仕員の方に案内し登録を促しています。 					

◆障害者に対する医療対策		福祉課/保健課	評価	B	方向性	B
事業内容	<p>災害によるショックや避難先の長期にわたる不自由な生活は、障害者や難病等患者の心身に大きな影響をもたらします。このため、それぞれの障害に配慮した医療対策が必要です。在宅療養者には巡回相談等を行い、心身の安定に努めます。</p> <p>また、医療機関と協議し、人工透析患者等の情報を整備して、必要な医療が受けられる体制を検討します。</p>					
取組状況・課題	災害時に的確な支援ができるよう人工呼吸器療法利用者、在宅酸素療法利用者及び人工透析患者の名簿及びマップを随時更新しています。また生活や治療状況等情報共有を行いながら地震、豪雨、豪雪、停電等の際に、安否確認、訪問等を行っています。					

◆障害者に対する広報・広聴体制		総務課/福祉課	評価	B	方向性	B
事業内容	避難所等で障害者への情報提供や、相談に対応するための支援体制を検討します。					
取組状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者への情報伝達を支援する手話奉仕員養成研修を、ちちぶ定住自立圏事業として、平成27年度から開催しています。(福祉課) 今後、補聴器用電池、筆談用ミニボード及び点字器などの支援物資の充実を図ります。(総務課) 					

③防犯対策の整備

◆防犯対策の整備

住民生活課	評価	B	方向性	B
-------	----	---	-----	---

事業内容	小鹿野警察署と町内3箇所の駐在所、地域住民の連携により、地域防犯活動を推進します。青色防犯パトロールにより防犯広報の定期活動や、警察要請に基づく防災行政無線放送による防犯放送、防犯カメラの設置等を行います。
取組状況・課題	青色防犯パトロールにより防犯広報の定期活動を実施しています。警察要請に基づく防災行政無線放送による防犯放送を実施しています。 また、防犯カメラの設置や警察への捜査協力として防犯カメラの映像提供も行っています。

第5章 障害福祉サービスの量の見込みと確保方策

1 障害福祉サービス等の概要と体系

(1) 障害福祉サービス等の概要

○障害者総合支援法における障害福祉サービス

障害者や障害児を対象とする障害福祉サービスについては、障害者自立支援給付事業と地域生活支援事業の2つに大別することができます。

障害者自立支援給付事業は、個別の障害者の状況に応じ、必要な支援を給付する事業です。自立支援給付として重要なサービスが、介護や訓練等のサービスを提供する介護給付・訓練等給付です。介護給付の対象になるサービスには、自宅での食事等の介護を行う居宅介護をはじめ、移動の援護を行う同行援護、医療機関で看護等を行う療養介護等があります。訓練等給付の対象になるサービスには、身体的機能の向上をめざす自立訓練や、就労に関連する就労移行支援・就労継続支援、グループホームでの共同生活援助等があります。

なお、法律上の分類ではありませんが、サービスの内容に合わせた分類が用いられることがあります。具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護などの訪問系サービスと短期入所、生活介護、就労支援などの日中活動系サービスや共同生活援助などの居住系サービスの3つに分類することができます。

地域生活支援事業は、障害者の居住地域において、ニーズに合わせて柔軟なサービスを提供し、実施される事業です。都道府県や市町村による支援であり、各種相談支援や手話等の通訳者によるコミュニケーション支援等があります。

○児童福祉法における障害福祉サービス

障害児を対象とする施設利用等の障害福祉サービスは、主に児童福祉法に基づいて提供されています。

具体的には、通所支援と入所支援の2つのサービスが提供されています。

通所支援は、市町村により行われるもので、障害児が施設に通う形態で受けるサービスです。一方、入所支援は、都道府県により行われるもので、障害児が施設に入所する形態で受けるサービスです。

(2) 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法

障害者自立支援給付事業
訪問系サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援
日中活動系サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労選択支援 ・就労移行支援 ・就労継続支援 A 型 ・就労継続支援 B 型 ・就労定着支援 ・療養介護 ・短期入所（福祉型・医療型）
居住系サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助 ・共同生活援助（グループホーム） ・施設入所支援
相談支援
<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援

地域生活支援事業
必須事業
<ul style="list-style-type: none"> ・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業 ・意思疎通支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター機能強化事業
任意事業
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ホーム事業 ・訪問入浴サービス事業 ・知的障害者職親委託支援事業 ・日中一時支援事業 ・社会参加支援事業

児童福祉法

障害児通所支援等
障害児通所事業
<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援
障害児相談支援
医療的ケア児等コーディネーター

2 計画の具体的な目標（令和8年度末）

国の基本指針に基づき、本町の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画において障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するため、計画の具体的な目標を定めます。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

●国の基本指針

- ①令和8年度末には、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

※地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

項目	実績/目標	備考
【実績】 令和4年度末の施設入所者数	23人	
【目標①】 令和8年度末の地域生活移行者数	2人	令和4年度末の施設入所者数×6% (小数1位切り上げ)
【目標②】 令和8年度末の施設入所者数	設定無し(＊)	令和4年度末の施設入所者数×95% (小数1位切り上げ)

＊ 施設入所者数は入所希望者が多いため、県と同様に削減目標は設定しません。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

●国の基本指針

精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数や退院率の目標数値は、都道府県のみ
の設定であり、市町村には設定されていません。

町としては、国で示した活動指標を目的値として設定します。

①協議の場の開催

項目	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	備考
【活動指標①】 保健、医療、福祉関係者による 協議の場の開催回数	2回	2回	2回	保健、医療及び福祉関係者による 支援体制を構築するために必要となる、 協議の場の1年間の開催回数の見込を設定する。
【活動指標②】 保健、医療、福祉関係者による 協議の場における目標設定および 評価の実施	1回	1回	1回	1年間の実施回数を設定する。
【活動指標③】 保健、医療及び福祉関係者による 協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人	協議の場への関係者の参加者数を 設定する。

②精神障害者の地域移行支援等の利用促進

項目	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	備考
【活動指標④】 地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人	1年間の精神障害者の地域移行 支援の利用者数を設定する。
【活動指標⑤】 地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人	1年間の精神障害者の地域定着 支援の利用者数を設定する。
【活動指標⑥】 共同生活援助の利用者数	2人	2人	2人	1年間の精神障害者の共同生活 援助の利用者数を設定する。
【活動指標⑦】 自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人	1年間の精神障害者の自立生活 援助の利用者数を設定する。
【活動指標⑧】 自立訓練(生活訓練)の利用者 数	2人	2人	2人	1年間の精神障害者の自立訓練 (生活訓練)の利用者数を設定 する。

(3) 地域生活支援拠点が有する機能の充実

●国の基本指針

- ①令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ②強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

※本計画では活動指標を目的値とします。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
【活動指標①】 地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	
【活動指標②】 検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回	年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
【活動指標③】 コーディネーターの配置人数	0人	1人	1人	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

●国の基本指針

【令和8年度における一般就労への移行者等】	
①福祉施設から一般就労に移行する者	・令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
②就労移行支援事業の利用者のうち、一般就労する者	・令和3年度の一般就労する者の1.31倍以上とする。
③就労継続支援A型の利用者のうち、一般就労する者	・令和3年度の一般就労する者の1.29倍以上とする。
④就労継続支援B型の利用者のうち、一般就労する者	・令和3年度の一般就労する者の1.28倍以上とする。
⑤就労定着支援事業の利用者	・令和3年度の利用者の1.41倍以上とする。
【令和8年度における一般就労への事業所数】	
⑥就労定着支援事業にて、一般就労を達成した者が7割以上の事業所を、全体の2割5分以上とする。	
⑦就労移行支援事業利用終了者の一般就労へ移行が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。	

【令和8年度における一般就労への移行者等】

	項目	実績/目標	備考
令和3年度の実績	①福祉施設から一般就労への移行	2人	
	②就労移行支援事業の利用者のうちから一般就労への移行	0人	
	③就労継続支援A型の利用者のうちから一般就労への移行	0人	
	④就労継続支援B型の利用者のうちから一般就労への移行	2人	
	⑤就労定着支援事業の利用者	0人	
令和8年度の実績	①福祉施設から一般就労への移行	3人	150.0%
	②就労移行支援事業の利用者のうちから一般就労への移行	1人	—
	③就労継続支援A型の利用者のうちから一般就労への移行	1人	—
	④就労継続支援B型の利用者のうちから一般就労への移行	3人	150.0%
	⑤就労定着支援事業の利用者	1人	—

【令和8年度における一般就労への事業所数】

	項目	実績／目標	備考
令和8年度の実績	⑥-1 就労定着支援事業所数	1 箇所	
	⑥-2 上記のうち一般就労を達成した者が7割以上の事業所	1 箇所	100.0%
	⑦-1 就労移行支援事業所数	4 箇所	
	⑦-2 上記のうち一般就労へ移行が5割以上の事業所数	3 箇所	75.0%

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

●国の基本指針

①令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置する。
②保育所等訪問支援等の活用 ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
③令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援するサービス事業所を確保する。 ・児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上設置する。
④令和8年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場及びコーディネーターを配置する。

【令和8年度における障害児支援の提供体制の整備等】

項目	令和8年度	備考
【目標①】 児童発達支援センターの設置	1箇所	
【目標②】 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築	有	
【目標③-1】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	
【目標③-2】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	
【目標④-1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	
【目標④-2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	

※圏域5市町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）において、障害児支援の提供体制の整備を行います。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

●国の基本指針

- ①令和8年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保（基幹相談支援センター等で実施）
- ②地域の相談支援体制の強化【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
【目標①】 基幹相談支援センターの設置	1箇所	1箇所	1箇所	
【活動指標②-1】 相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	110件	110件	110件	
【活動指標②-2】 相談支援事業者の人材育成の支援件数	110件	110件	110件	
【活動指標②-3】 相談機関との連携強化の取組の実施回数	60回	60回	60回	
【活動指標②-4】 個別事例の支援内容の検証の実施回数	0回	0回	0回	
【活動指標②-5】 主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人	
【活動指標②-6】 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善				
相談支援事業参画による事例検討実施回数、参加事業者数・機関数	12回	12回	12回	
	7事業所	7事業所	7事業所	
専門部会の設置数、実施回数	1部会	1部会	1部会	
	12回	12回	12回	

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

●国の基本指針

- ①令和8年度末までに、障害者福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。
- ②障害者福祉サービス等に係る各種研修の活用【活動指標】
- ③障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及びその結果の活用【活動指標】
- ④指導監査結果の関係市町村との共有【活動指標】

項目	令和8年度	備考
【目標①】 障害者福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	有	

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
【活動指標①】 県が実施する研修への参加人数	1人	1人	1人	
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	有	有	有	
【活動指標③】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回	

3 障害者自立支援給付事業

障害者を支援するサービスとして、訪問系サービスの居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、日中活動系サービスの生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所、居住系サービスの自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援等があります。これらのサービスは、障害支援区分によって受けられる給付が決定される介護給付、障害支援区分にかかわらずサービス内容に適合すれば給付が受けられる訓練等給付に分けられ、さらに補装具の支給等があります。

また、サービスの利用等において計画的な支援を必要とする障害者を対象に、相談支援を行います。

（1）訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事等の身体介護、食事の支度、居室の清掃等の家事援助、通院等の移動介護を行うサービスです。
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由障害者を対象に、自宅等にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事等の身体介護、食事の支度、居室の清掃等の家事援助、外出時の移動介護等を総合的に行います。日常的に同サービスを利用する重度の障害者への支援のため、入院中の医療機関においても利用者の状態等を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、利用者のニーズを的確に医療従事者へ伝達する等の支援も行うことができるように、訪問先が医療機関にまで拡大されています。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者を対象に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障害や精神障害によって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

■サービス量の見込み

【共通事項】

- 令和5年度の実績値は、令和5年度末時点の見込値
- 1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（1か月あたり）の実績
- 「人日」は、利用延べ人数（1か月あたりの実利用者数×1か月あたりの平均利用日数）

①訪問系サービス

（実利用者数：人／月、サービス量：時間／月）

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
居宅介護	31人 340時間	14人	31人 340時間	14人	31人 340時間	10人
		147時間		145時間		93時間
重度訪問介護		1人		1人		1人
		23時間		25時間		19時間
同行援護		3人		4人		4人
		14時間		12時間		15時間
行動援護	7人	7人	6人			
	47時間	41時間	41時間			
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人			
	0時間	0時間	0時間			
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
居宅介護	15人		15人		15人	
	150時間		150時間		150時間	
重度訪問介護	1人		1人		1人	
	25時間		25時間		25時間	
同行援護	4人		4人		4人	
	16時間		16時間		16時間	
行動援護	10人		10人		10人	
	50時間		50時間		50時間	
重度障害者等包括支援	0人		0人		0人	
	0時間		0時間		0時間	

(2) 日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
①生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中、障害者支援施設等で食事や入浴、排泄等の介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
②自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練等を一定期間（18か月以内）行います。
③自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練等を一定期間（24か月以内）行います。
④就労選択支援	障害を持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担い、障害者本人と支援側が共に整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげます。（令和7年10月にスタートする新たなサービスです。）
⑤就労移行支援	一定期間（24か月以内）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑥就労継続支援（A型）	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
⑦就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、生産活動その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
⑧就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
⑨療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、病院等の施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援、機能訓練等を行います。
⑩短期入所 （ショートステイ）	介護者が病気等の理由で一時的に介護ができない場合、施設への短期間の入所が必要な障害者に、施設に宿泊して入浴や排泄、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。

■サービス量の見込み

【共通事項】

- ・令和5年度の実績値は、令和5年度末時点の見込値
- ・1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（1か月あたり）の実績
- ・「人日」は、利用延べ人数（1か月あたりの実利用者数×1か月あたりの平均利用日数）

①生活介護

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	47人	46人	47人	45人	47人	47人
1,221人日	952人日	1,221人日	926人日	1,221人日	1,133人日	
今期の見込み ()内は重度障害者の利用者数	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026年度)	
	52 (1)人		52 (1)人		52 (1)人	
	1,144人日		1,144人日		1,144人日	

②自立訓練（機能訓練）

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
22人日	0人日	22人日	0人日	22人日	0人日	
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		1人		1人	
	22人日		22人日		22人日	

③自立訓練（生活訓練）

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	5人	4人	5人	3人	6人	4人
84人日	92人日	84人日	84人日	92人日	117人日	
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	6人		6人		6人	
	132人日		132人日		132人日	

④就労選択支援

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

今期の見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
	0人	1人	1人

⑤就労移行支援

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	3人	1人	3人	1人	3人	1人
	58人日	21人日	58人日	16人日	58人日	20人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	2人		2人		2人	
	44人日		44人日		44人日	

⑥就労継続支援（A型）

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	1人	1人	1人	2人	1人	2人
	22人日	20人日	22人日	31人日	22人日	35人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	2人		2人		2人	
	44人日		44人日		44人日	

⑦就労継続支援（B型）

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	34人	32人	36人	33人	38人	36人
	719人日	594人日	775人日	580人日	835人日	675人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	38人		39人		40人	
	836人日		858人日		880人日	

⑧就労定着支援

(実利用者数：人／月)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		1人		1人	

⑨療養介護

(実利用者数：人／月)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	4人	4人	4人	4人	5人	2人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	2人		2人		2人	

⑩短期入所

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	福祉型	5人	4人	5人	3人	5人
80人日		68人日	83人日	67人日	86人日	52人日
医療型	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	5人日	0人日	5人日	0人日	5人日	0人日
今期の見込み ()内は重度障害 者の利用者数	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	4 (1) 人 74人日		5 (1) 人 77人日		6 (1) 人 80人日	
医療型	1 (1) 人 5人日		1 (1) 人 5人日		1 (1) 人 5人日	

(3) 居住系サービス

居住の場を支援するサービスとして、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
①自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する者を対象に、一定の期間にわたり、利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。
②共同生活援助（グループホーム）	日中は就労または就労継続支援等の日中活動サービスを利用している身体障害者・知的障害者・精神障害者に共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。また、利用者のニーズに応じて食事等の介護も行います。
③施設入所支援	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障害者で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。

■サービス量の見込み

【共通事項】

- ・令和5年度の実績値は、令和5年度末時点の見込値
- ・1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（1か月あたり）の実績

①自立生活援助

（実利用者数：人／月）

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	1人	0人	1人	0人	1	0人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		1人		1人	

②共同生活援助（グループホーム）

（実利用者数：人／月）

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	22人	22人	22人	22人	22人	23人
今期の見込み ()内は重度障害 者の利用者数	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	24(1)人		24(1)人		24(1)人	

③施設入所支援

（実利用者数：人／月）

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	21人	20人	21人	21人	21人	22人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	22人		22人		22人	

(4) 相談支援

計画的な支援を必要とする障害者を対象に、相談支援を行います。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
①計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者を対象に、サービス等利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。
②地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者を対象に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
③地域定着支援	居宅において単身で生活する障害者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に相談等の対応を行います。

■サービス量の見込み

【共通事項】

- ・令和5年度の実績値は、令和5年度末時点の見込値
- ・1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（1か月あたり）の実績

①計画相談支援

(実利用者数：人／月)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	23人	23人	25人	23人	27人	25人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	25人		27人		29人	

②地域移行支援

(実利用者数：人／月)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	1人	1人	1人	0人	1人	0人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		1人		1人	

③地域定着支援

(実利用者数：人／月)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		1人		1人	

(5) 発達障害児への支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保します。

■サービスの内容

サービス名	内容
①ペアレントトレーニング	発達障害児の家族を対象に、発達障害への理解や適切な関わり方、その他必要な情報提供などを行います。
②ペアレントメンターの養成	発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行うペアレントメンターの養成を行います。
③ピアサポート	発達障害の子をもつ保護者や配偶者、兄弟同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポート活動の支援を行います。

■サービス量の見込み

【共通事項】

- ・令和5年度の実績値は、令和5年度末時点の見込値
- ・1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（1か月あたり）の実績

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 (受講者数：人／月)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
		1人	0人	1人	0人	1人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		1人		1人	

②ペアレントメンターの人数 (人数：人／月)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
		0人	0人	0人	0人	1人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		1人		1人	

③ピアサポート活動への参加人数

(参加者数：人／月)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		1人		1人	

4 障害児通所支援等

障害児等を支援するサービスとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援等があります。

また、サービスの利用等において計画的な支援を必要とする障害児を対象に、相談支援を行います。

(1) 障害児通所事業

障害児の通所等を支援するサービスとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援等があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
①児童発達支援	障害の特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障害児の家族を対象とした支援や保育所等の障害児を預かる施設の援助等にも対応します。
②居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害等の重度の障害児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
③放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中における居場所づくりとともに、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。
④保育所等訪問支援	保育所等を利用する障害児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行います。
⑤医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

■サービス量の見込み

【共通事項】

- ・令和5年度の実績値は、令和5年度末時点の見込値
- ・1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（1か月あたり）の実績

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
児童発達支援	6人	5人	6人	10人	6人	14人
	13人日	19人日	13人日	30人日	13人日	38人日
居宅訪問型児童発達支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	15人日	0人日	15人日	0人日	15人日	0人日
放課後等デイサービス	8人	11人	9人	12人	10人	11人
	128人日	156人日	184人日	154人日	221人日	85人日
保育所等訪問支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	15人日	0人日	15人日	0人日	15人日	0人日
医療型児童発達支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	15人日	0人日	15人日	0人日	15人日	0人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
児童発達支援	14人		15人		15人	
	38人日		42人日		46人日	
居宅訪問型児童発達支援	1人		1人		1人	
	15人日		15人日		15人日	
放課後等デイサービス	11人		12人		13人	
	154人日		160人日		166人日	
保育所等訪問支援	0人		0人		0人	
	0人日		0人日		0人日	
医療型児童発達支援	0人		0人		0人	
	0人日		0人日		0人日	

(2) 障害児相談支援

計画的な支援を必要とする障害児を対象に、相談支援を行います。
 サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
①障害児相談支援	障害児通所支援を申請した障害児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った場合、障害児相談支援給付費を支給します。

■サービス量の見込み

①障害児相談支援

(実利用者数：人／月)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
		3人	4人	4人	3人	5人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	5人		6人		7人	

(3) 医療的ケア児等コーディネーター配置

医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられるように、コーディネーターを配置します。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
①医療的ケア児等コーディネーター配置	医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加していることから、医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けられるように、コーディネーターを配置し、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行います。

■サービス量の見込み

共通事項

- ・令和5年度の実績値は、令和5年度末時点の見込値

①医療的ケア児等コーディネーター配置

(人/年)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	1人	1人	1人	1人	1人	1人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		1人		1人	

5 地域生活支援事業

障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業には、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業等の「必須事業」と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」があります。

(1) 必須事業

地域生活支援事業の必須事業には、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業等があります。サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
①理解促進研修・啓発事業	障害者福祉に関する関係法令等の理解促進活動及び障害者に対する差別や偏見が生じないよう住民等の意識の高揚を図る啓発活動を行います。
②自発的活動支援事業	障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
③相談支援事業	障害のある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。
④成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障害者の権利擁護を図ります。
⑤成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業です。
⑥意思疎通支援事業	聴覚障害や言語障害、音声機能その他の障害のため、意思の疎通が困難な障害者に対して手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
⑦日常生活用具給付等事業	障害者が日常生活に必要な以下の用具の給付や貸与を行います。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の身体介護を支援する用具や、障害児の訓練に用いる用具
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等、障害者の入浴、食事、移動等を支援する用具
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電動式たん吸引器、盲人用体温計等の在宅療養を支援する用具

サービス名		内容
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等の情報収集や情報伝達、意思疎通等を支援する用具
	排泄管理支援用具	ストマ装具等の排泄管理を支援する用具
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅生活の動作を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う用具
⑧手話奉仕員養成研修事業		意思疎通を図ることに支障がある障害者の自立した日常生活または社会生活のために、日常会話を行うのに必要な手話を習得するための講習を行います。
⑨移動支援事業		屋外での移動に困難がある障害者に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。
⑩地域活動支援センター機能強化事業		<p>障害者の生産活動や創作活動の支援を目的に設置された施設です。</p> <p>I型：専門職員、精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障害に対する理解促進に係る普及啓発等を行います。(規模：利用人員20名以上)</p> <p>II型：地域での就労が困難な在宅の障害者に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。(規模：利用人員15名以上)</p> <p>III型：創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。(規模：利用人員10名以上)</p>

■サービス量の見込み

①理解促進研修・啓発事業

(活動実績/年度)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	実施	実施	実施	実施	実施	実施
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	実施		実施		実施	

②自発的活動支援事業

(活動実績/年度)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	実施	実施	実施	実施	実施	実施
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	実施		実施		実施	

③相談支援事業

(箇所/年度)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	3箇所		3箇所		3箇所	

④成年後見制度利用支援事業

(利用支援：人/年度)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		1人		1人	

⑤成年後見制度法人後見支援事業

(支援実績：件/年度)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	1件	0件	1件	0件	1件	0件
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1件		1件		1件	

⑥意思疎通支援事業

(利用件数、箇所/年度)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	5件	1件	5件	1件	5件
手話通訳者設置事業	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	5件		5件		5件	
	0箇所		1箇所		1箇所	

⑦日常生活用具給付等事業

(給付件数/年度)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
介護・訓練支援用具	2件	0件	2件	2件	2件	0件
自立生活支援用具	2件	1件	2件	0件	2件	0件
在宅療養等支援用具	1件	2件	1件	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具	2件	1件	2件	1件	2件	1件
排泄管理支援用具	300件	242件	300件	258件	300件	260件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	0件	1件	0件	1件	0件
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
介護・訓練支援用具	2件		2件		2件	
自立生活支援用具	2件		2件		2件	
在宅療養等支援用具	1件		1件		1件	
情報・意思疎通支援用具	2件		2件		2件	
排泄管理支援用具	300件		300件		300件	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件		1件		1件	

⑧手話奉仕員養成研修事業

(講習修了者：人/年度)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	3人	0人	3人	0人	3人	0人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	3人		3人		3人	

⑨移動支援事業

(利用者：人、利用時間/年度)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	19人	17人	20人	16人	20人	16人
	720時間	345時間	720時間	431時間	720時間	450時間
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	18人		20人		21人	
	450時間		470時間		490時間	

⑩地域活動支援センター機能強化事業

(箇所、利用者：人／年度)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
	町内	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	18人	18人	18人	16人	18人	15人
他市町村	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	4人	1人	4人	1人	4人	1人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1箇所		1箇所		1箇所	
	18人		18人		18人	
町内	1箇所		1箇所		1箇所	
	4人		4人		4人	
他市町村	1箇所		1箇所		1箇所	
	4人		4人		4人	

(2) 任意事業

地域生活支援事業の任意事業として町が取り組んでいる事業です。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
①福祉ホーム事業	住居の確保が困難な障害者が生活の場を得るとともに社会復帰と自立のために必要な指導等を受ける施設です。
②訪問入浴サービス事業	重度の障害があるため、介護事業所での入浴が困難な人に、移動入浴車による在宅での入浴サービスを行います。
③知的障害者職親委託支援事業	知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能訓練等を行い、雇用の促進と職場における定着を図ります。
④日中一時支援事業	在宅の障害者を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。
⑤社会参加支援事業	障害者のスポーツ大会への参加、スポーツ・レクリエーション教室の開催、ボランティアによる声の広報の発行事業、自動車運転免許取得・自動車改造費補助事業等を実施し社会参加の促進を図ります。

■サービス量の見込み

(人、件/月)

目標・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
福祉ホーム事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
訪問入浴サービス事業	1件	1件	1件	0件	1件	0件
知的障害者職親委託支援事業	1件	0件	1件	0件	1件	0件
日中一時支援事業	10件	8件	10件	8件	10件	7件
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
福祉ホーム事業	0人		0人		0人	
訪問入浴サービス事業	1件		1件		1件	
知的障害者職親委託支援事業	1件		0件		1件	
日中一時支援事業	10件		10件		10件	
社会参加支援事業	実施		実施		実施	

資料編

1 諮問及び答申

小鹿福第870号

令和5年11月10日

小鹿野町障害者計画等策定協議会
会長 小林 真由美 様小鹿野町長 森 真太郎
(公印省略)

第5次小鹿野町障害者計画等（案）について（諮問）

小鹿野町障害者計画等策定協議会条例第1条の規定に基づき、下記の件について
貴協議会の意見を求めます。

記

第5次小鹿野町障害者計画及び第7期小鹿野町障害福祉計画・第3期小鹿野町
障害児福祉計画（案）

令和6年2月9日

小鹿野町長 森 真太郎 様

小鹿野町障害者計画等策定協議会
会長 小林 真由美

第5次小鹿野町障害者計画等（案）について（答申）

令和5年11月10日付け小鹿福第870号で諮問のあった下記の件について、
本協議会として慎重に協議を行った結果、別紙のとおり答申いたします。

記

第5次小鹿野町障害者計画及び第7期小鹿野町障害福祉計画・第3期小鹿野町
障害児福祉計画（案）

答 申 書

小鹿野町では、障害者基本法に基づく第4次小鹿野町障害者計画及び障害者総合支援法に基づく第6期小鹿野町障害福祉計画・児童福祉法に基づく第2期小鹿野町障害児福祉計画に基づき、障害者をとりまく現状の変化に対応しながら町の障害者福祉施策を推進してきたところである。

本協議会において、第5次小鹿野町障害者計画及び第7期小鹿野町障害福祉計画・第3期小鹿野町障害児福祉計画（案）について慎重に協議を行った結果、現行の計画の理念を引き継ぎ、障害者福祉の現状や課題に対する町の施策が示された計画としておおむね妥当であると判断する。

2 策定協議会

小鹿野町障害者計画等策定協議会条例

平成26年6月13日

条例第15号

改正 平成30年3月12日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画を策定するため、小鹿野町障害者計画等策定協議会（以下「協議会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者及びその保護者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健、医療及び福祉関係者
- (4) 町内の各種団体を代表する者
- (5) 公募による町民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日からその日が属する年度の末日までとし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 協議会の会議において必要があると認められるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月12日条例第15号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

3 小鹿野町障害者計画等策定協議会委員名簿

任期 令和5年8月18日～令和6年3月31日

(敬称略)

	氏 名	職 名 等
会長	小林真由美	小鹿野町知的障害者相談員
副会長	内田 望	国保町立小鹿野中央病院院長（令和6年1月31日退職） 埼玉医科大学国際医療センター緩和医療科教授（令和6年2月1日～）
委員	新井千津子	小鹿野町身体障害者福祉会会員
委員	千葉 綾子	秩父特別支援学校小鹿野地区保護者
委員	黒澤 鉄夫	美里保護者会会長
委員	本間 信	秩父郡市医師会
委員	逸見 正博	秩父郡市歯科医師会
委員	高橋佳寿雄	障害者支援施設ユーアイハウスおがの施設長
委員	近藤ちよ子	小鹿野町民生委員・児童委員協議会副会長
委員	島田 道太	埼玉県秩父保健所副所長
委員	浅見 洋	埼玉県秩父福祉事務所長
委員	長堀 宣幸	秩父公共職業安定所長
委員	西 聡	埼玉県立秩父特別支援学校長
委員	黒田 佳之	社会福祉法人小鹿野町社会福祉協議会事務局長
委員	新井 明子	精神障害者を守る会よもぎの会会長
委員	新井 恵美	小鹿野町障害者福祉を考える会会長
委員	武藤 彰男	小鹿野町教育委員会教育長

4 策定委員会

小鹿野町障害者計画等策定委員会要綱

平成26年5月15日

訓令第8号

(趣旨)

第1条 この訓令は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画を策定するため、小鹿野町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する調査及び研究を行い、素案を作成する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、町長が任命する。

3 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

5 委員長は、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から第2条に規定する職務が完了するまでの期間とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(関係者の出席)

第6条 委員会の会議において必要があると認められるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において決定する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

5 小鹿野町障害者計画等策定委員会委員名簿

任期 令和5年8月18日～令和6年3月31日

(敬称略)

	職名	氏名	備考
委員長	副町長	持田 孝史	
副委員長	福祉課長	栗原 勇雄	
委員	総務課主査	権上 和城	
委員	総合政策課主任	坂本 知子	
委員	こども課助産師	小池佐和子	
委員	まちづくり観光課副主幹	多比良 寿	
委員	建設課主任	小林 修平	
委員	学校教育課主幹	岡村 圭子	
委員	生涯学習課主事	豊田 涼	
委員	小鹿野中学校校長	新井 一也	
委員	小鹿野小学校教頭	山口 貴久	
委員	おがのこども園保育教諭	宇敷 優子	
委員	おがの保育所保育士	齋藤 恵子	
委員	保健課主席保健師	黒沢 千文	
委員	町立病院副主幹	今井 信	

事務局	福祉課主任	高根 由裕	
	福祉課主任	猪野 秀樹	

6 計画策定の経過

年月日	事項		
令和5年	7月7日～ 7月31日	障害者等アンケート調査の実施 障害福祉事業所アンケート調査の実施	
	8月18日	第1回小鹿野町障害者計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定の基本的な考え方について 計画策定のスケジュールについて
	8月18日	第1回小鹿野町障害者計画等策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定の基本的な考え方について 計画策定のスケジュールについて
	11月10日	町長から障害者計画等策定協議会に諮問	
	11月17日	第2回小鹿野町障害者計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果報告について 計画案について
	11月22日	第2回小鹿野町障害者計画等策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果報告について 計画案について
	12月6日	パブリックコメントの実施	令和6年1月5日まで
	12月18日	秩父地域自立支援協議会に意見照会	令和6年1月15日まで
令和6年	2月9日	第3回小鹿野町障害者計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント結果について 答申書案について 計画案について
	2月9日	第3回小鹿野町障害者計画等策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント結果について 答申書案について 計画案について
	2月9日	障害者計画等策定協議会から町長に答申	

第5次小鹿野町障害者計画及び
第7期小鹿野町障害福祉計画・
第3期小鹿野町障害児福祉計画

発行日 令和6年3月

発行 小鹿野町

編集 小鹿野町 福祉課

〒368-0192 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地

TEL 0494-75-1221 (代)

FAX 0494-75-2819

<https://www.town.ogano.lg.jp/kenko-fukusi-iryuu/fukushi-kaigo/syougaisya-hukusi/>

